

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第9期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社カイオム・バイオサイエンス
【英訳名】	Chiome Bioscience Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤原 正明
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区本町三丁目12番1号
【電話番号】	03 - 6383 - 3746（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部シニアディレクター 清田 圭一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区本町三丁目12番1号
【電話番号】	03 - 6383 - 3746（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部シニアディレクター 清田 圭一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第5期 平成21年3月	第6期 平成22年3月	第7期 平成23年3月	第8期 平成24年3月	第9期 平成25年3月
売上高 (千円)	161,818	380,815	463,184	633,197	324,127
経常損失 () (千円)	201,211	202,660	237,470	42,904	424,813
当期純損失 () (千円)	204,617	164,400	180,233	44,417	426,890
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	517,000	554,500	779,500	1,027,996	1,213,090
発行済株式総数 (株)	普通株式 2,000 A種優先株式 1,880 B種優先株式 3,000 C種優先株式 6,200	普通株式 2,000 A種優先株式 1,880 B種優先株式 3,000 C種優先株式 6,200 D種優先株式 500	普通株式 2,000 A種優先株式 1,880 B種優先株式 3,000 C種優先株式 6,200 D種優先株式 500 E種優先株式 3,000	普通株式 2,066,000	普通株式 4,330,600
純資産額 (千円)	412,611	323,211	592,978	1,045,552	1,037,894
総資産額 (千円)	660,861	865,735	876,017	1,265,866	1,296,734
1株当たり純資産額 (円)	229.89	281.95	285.29	253.04	228.34
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり 当期純損失金額 () (円)	78.22	62.83	63.38	12.11	101.94
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.4	37.3	67.7	82.6	76.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	4,006	195,289	48,867	373,258
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	264,687	85,664	3,813	114,786
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	269,617	383,420	419,269	463,473
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	544,029	646,496	1,013,086	988,535
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (人)	24 (7)	28 (16)	29 (15)	29 (15)	31 (15)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社及び関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり純資産額については、残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額を控除し計算しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 株価収益率については、第7期までは当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第8期及び第9期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 第6期、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けておりますが、第5期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
10. 平成23年10月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、また、平成24年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

2【沿革】

平成17年2月に設立した当社は、独立行政法人理化学研究所（以下「理研」といいます。）と創薬基盤技術であるADLib[®]システムの実用化を目的として共同研究契約を締結し、研究活動開始以降、中外製薬株式会社（以下「中外製薬株」といいます。）との共同研究契約締結を端緒として、ADLib[®]システムを核とした抗体医薬品の研究開発支援等の事業を展開しております。

当社設立以後の事業の変遷は、次のとおりであります。

年月	事項
平成17年2月	理研の太田邦史研究員（現：当社社外取締役）が率いる遺伝ダイナミクス研究ユニットと財団法人埼玉県中小企業振興公社（現：財団法人埼玉県産業振興公社）との共同研究により開発されたADLib [®] システムの実用化を目的として、東京都文京区にて株式会社カイオム・バイオサイエンス（資本金10,000千円）を設立
平成17年4月	理研とADLib [®] システムの実用化を目的として共同研究契約を締結し、研究活動を開始
平成17年5月	「世界初の遺伝子組換え促進による画期的な迅速抗体作製技術」としてADLib [®] システムがNature Biotechnology誌に掲載
平成17年7月	理研より基盤技術（ADLib [®] システム）に関する発明の第三者へのサブライセンス権付き通常実施許諾権を取得
平成19年7月	中外製薬株とADLib [®] システムを利用した抗体取得に関して共同研究契約締結
平成20年5月	研究施設の拡充のため和光理研インキュベーションプラザに研究所を統合移設
平成20年10月	公立大学法人横浜市立大学（以下「横浜市立大学」といいます。）とADLib [®] システムを利用したセマフォリン分子を特異的に認識する抗体の開発に関して共同研究契約締結
平成20年11月	中外製薬株とADLib [®] システムを利用して開発候補となる抗体作製を目的としたアライアンス契約締結
平成21年10月	東京都新宿区に本社移転
平成22年4月	公益財団法人がん研究会（以下「がん研究会」といいます。）とADLib [®] システムを利用した抗体取得に関して共同研究契約締結
平成22年8月	独立行政法人科学技術振興機構、理研と基盤技術（ADLib [®] システム）の産業財産権に係わる特許権等譲渡契約締結
平成22年9月	富士レピオ株式会社（以下「富士レピオ株」といいます。）とADLib [®] システムの実施許諾及び共同研究開発契約締結
平成23年1月	独立行政法人科学技術振興機構が保有する基盤技術（ADLib [®] システム）に関する特許の持分（50%）の取得が完了し、理研との共有発明の実施に関する契約を締結
平成23年11月	Five Prime Therapeutics, Inc.（以下「Five Prime」といいます。）とADLib [®] システムを利用した抗体取得に関して共同研究契約締結
平成23年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成24年2月	静岡県立静岡がんセンター（以下「静岡がんセンター」といいます。）とADLib [®] システムを利用した抗体取得に関する共同研究契約締結
平成24年4月	Glaxo Group Limited（以下「GSK」といいます。）とADLib [®] システムを利用した抗体取得に関するパイロット試験及びオプション契約を締結
平成24年7月	独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」といいます。）とADLib [®] システムを利用した抗体取得に関する共同研究契約締結
平成24年8月	Chugai Pharmabody Research Pte. Ltd.（以下「CPR」といいます。）と効率的な抗体医薬品の開発に必要な研究材料の調整等に関する委託研究取引基本契約締結
平成25年1月	Biotecnol, Inc.（以下「Biotecnol」といいます。）とADLib [®] システムとの組み合わせによる抗体医薬品の創生に向けて共同開発及びオプション契約締結

3【事業の内容】

当社は、独自の創薬基盤技術であるADLib[®]（アドリブ）システム（*1）を核として、抗体医薬品（*2）の研究開発支援及び研究開発等を営んでおり、創薬アライアンス事業、リード抗体（*3）ライセンスアウト事業、基盤技術ライセンス事業の3事業を有しております。

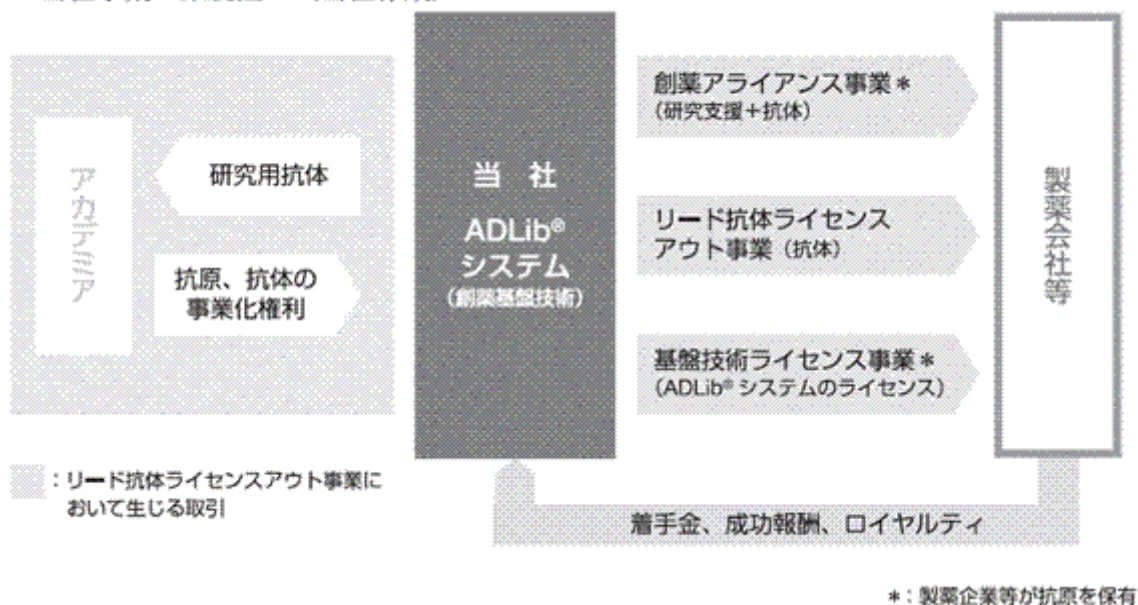
当社は、子会社及び関連会社を有していないため企業集団の状況については、記載を行っておりません。

当社は、抗体医薬品の研究段階のうち、探索（*4）研究・創薬研究を主な事業領域とし、創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核として、以下の3つの事業を展開しております。なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

創薬アライアンス事業	: 製薬企業等と提携して治療用医薬品開発を目的とした抗体を共同研究し、又は委託を受けて研究する事業
リード抗体ライセンスアウト事業	: 治療薬候補となる新規抗体を作製し、製薬企業等に早期のライセンスアウトを行う事業
基盤技術ライセンス事業	: ADLib [®] システムを製薬企業等にライセンス提供し、製薬企業自らが研究開発を行う事業

当社は、上記3事業より、着手金、成功報酬、ロイヤルティ等の対価をクライアントである製薬企業等から受け取ります。

<当社事業の系統図>（当社作成）



当社が展開する3つの事業は、市場の拡大が見込まれている抗体医薬品市場において、国内外の製薬企業等を相手にサービスや製品を提供するものです。なお、創薬アライアンス事業と基盤技術ライセンス事業は既に売上高を計上しておりますが、リード抗体ライセンスアウト事業は現在研究開発段階にあり、平成25年3月期まで売上高を計上しておりません。

1. 当社の基本戦略

当社の創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核とした事業戦略の重要なポイントは、想定される顧客のニーズや市場環境の変化に応じた技術改良や技術革新を行えるというADLib[®]システムの特性を活かすことであると考えております。当社は創業時から、ADLib[®]システムの持つこの特性を活用し、技術の進化とともに事業を拡大するよう努めてまいりました。今後の事業展開においても、ADLib[®]システムの持つこの特性を活かした「創薬基盤技術と事業展開の連動」を当社の基本戦略としてまいります。

2. 当社のビジネスモデルの特徴

当社のビジネスモデルの大きな特徴は次のとおりです。

- 独自の創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核として複数の事業を展開していること
- 各事業において、複数の企業と提携していること
- 個々の企業と複数のターゲット（抗原(*5)）に対する契約を締結していること

（事業内容）

創薬アライアンス事業

国内外の製薬企業と提携し、主に治療用医薬品開発を目的とする抗体を、ADLib[®]システムを用いて作製し、その抗体の特許権を自社又はパートナーと共有します。提携先企業との共同研究開発や委託研究として、提携先企業から抗原の提供を受け、当社は提携先企業のニーズに応じて、抗体の提供やそれに付随する各種サービスの提供を行います。提携先企業は当社が作製した抗体の機能を解析し、医薬品としての可能性を検討します。当社は、ADLib[®]システムにより作製した抗体をこれらの研究開発に使用することを許諾する対価として技術アクセス料、共同研究開発費、着手金（アップフロント）の他、医薬品開発の進捗に応じて成功報酬（マイルストーン）及びロイヤルティを継続的に得ることを目指しております。

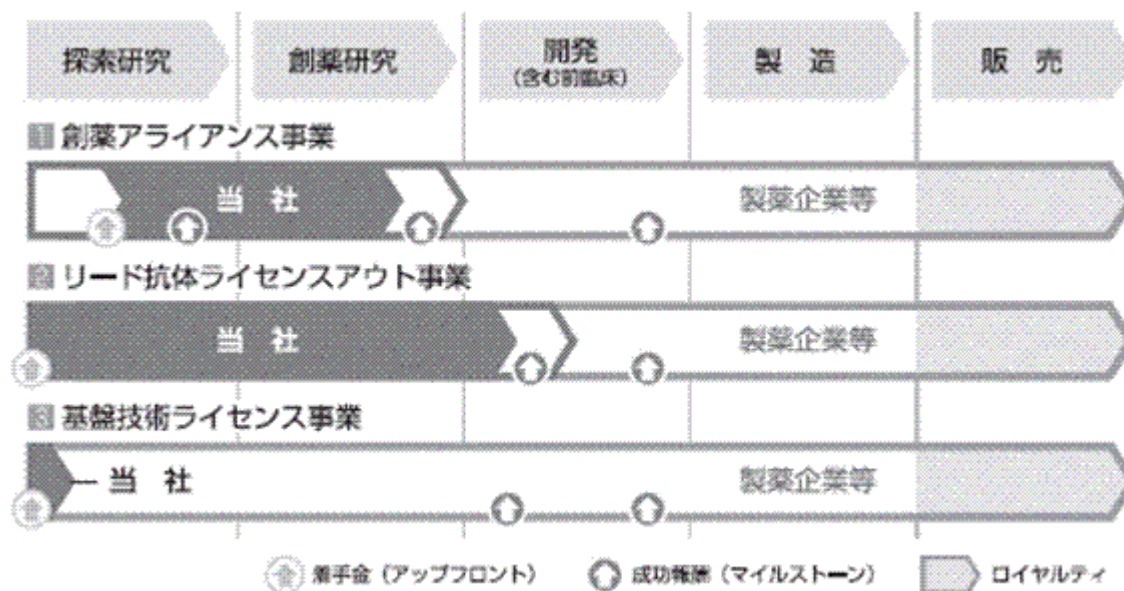
リード抗体ライセンスアウト事業

アカデミア（大学及び公的研究機関等）との共同研究・提携から得られたターゲット（抗原）に基づき、ADLib[®]システムを用いて当社が単独でFirst in class(*6)の医薬品候補となる抗体（世界初の特異的抗体）の作製を行います。これにより得られた医薬品候補となる抗体について、早期（試験管内或いはヒト以外の実験動物で治療用としての可能性が確認できた段階）の製薬企業へのライセンスアウトを目指します。当社は着手金（アップフロント）の他、医薬品開発の進捗に応じて成功報酬（マイルストーン）及びロイヤルティを継続的に得ることを目指しております。

基盤技術ライセンス事業

ADLib[®]システムを第三者にライセンスし、ライセンシーが独自に抗体作製を行います。当社は、着手金（アップフロント）及び技術使用料の他、医薬品開発の進捗に応じて成功報酬（マイルストーン）及びロイヤルティを継続的に得ることを目指しております。

<一般的なケースを想定した各事業別のキャッシュ受け取りのタイミング> (当社作成)



このように、当社は独自の創薬基盤技術に基づく多様な事業展開を図ることにより、探索から上市後に至るバリューチェーンの各段階において収益を計上することができるビジネスモデルを有しています。

(1) 抗体医薬品

抗体医薬品とは何か

ヒトには、体内に侵入した細菌やウイルス等のタンパク質を異物(抗原)として認識し、異物を抗体タンパク質が攻撃する仕組み(抗原抗体反応)で身体を守る防御システムが備わっています。ヒトが本来持っているこの反応を医薬品に生かしたものが抗体医薬品です。正常な細胞にも作用する従来の抗がん剤等とは違い、先行品の実績から副作用の少ない効果的な治療薬として注目されており、なお、抗体医薬品の誕生は、破傷風菌(*7)に感染したウサギから取り出した血清を破傷風患者に注射したのが始まりとされています。

抗体医薬品が使われている主な疾患

抗体医薬品は、さまざまな疾患の治療に使われています。以下に代表的な疾患を記載します。

分類	病 気
がん	大腸がん、乳がん、急性骨髄性白血病、非小細胞肺がん、メラノーマ、腎がん
アレルギー免疫	関節リウマチ、クローン病、キャスルマン病、喘息、 腎臓移植後の急性拒絶（正）反応
その他	加齢黄斑変性症、骨粗鬆症、感染症

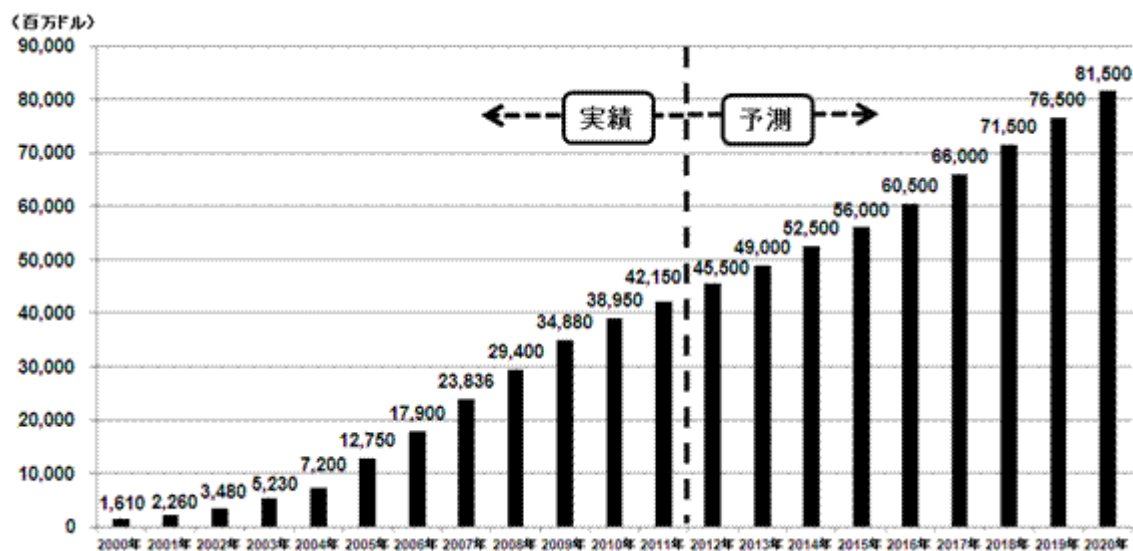
抗体医薬品市場に関する当社の見解

抗体医薬品は、1980年代から研究開発が始まりました。近年、従来のブロックバスター医薬品(*8)の特許期間満了による収益性の低下、及び新たなブロックバスター医薬品の研究開発に鈍化傾向が見え始めております。製薬業界再編の動きも活発化する中で、これまで抗体医薬品の自社開発に消極的であった資金力のある製薬企業による抗体医薬品市場への参入が活発化しています。

市場調査会社のシードプランニング社の資料「世界の抗体医薬品開発の最新動向と市場展望(2012年版)」によりますと、抗体医薬品の世界市場における売上高は、2000年の16億ドルから、2011年には26倍以上の422億ドルとなり、30種類超販売されています。今後も年間10%ずつ成長し、2020年には815億ドルに達すると推定されております。

以上より、当社は、抗体医薬品市場は今後も規模が拡大すると見込んでおります。

<抗体医薬品市場の将来予測>（シードプランニング社資料「世界の抗体医薬品開発の最新動向と市場展望(2012年版)」より当社作成）

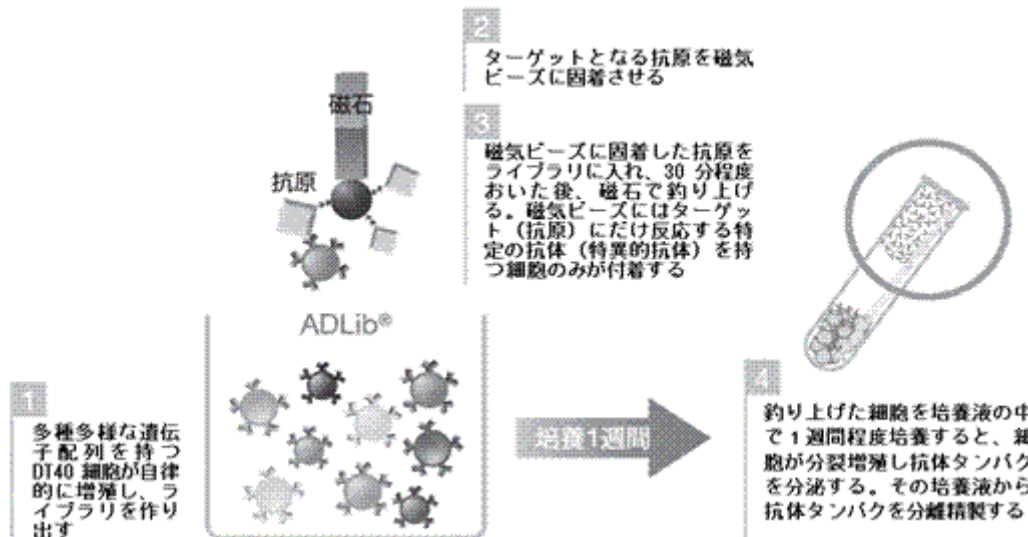


(2) 当社の創薬基盤技術（ADLib[®]システム：トリ免疫細胞を用いたモノクローナル抗体(*9)作製システム）について

当社の創薬基盤技術は、従来の抗体作製技術であるマウスハイブリドーマ法(*10)やファージディスプレイ法(*11)では抗体取得が困難な抗原に対する多様な抗体を短期間（10日程度で抗体をクライアントに提供）で創出する方法です。この方法を当社では、ADLib[®]システム（トリ免疫細胞を用いたモノクローナル抗体作製システム：Autonomously Diversifying Library, 総称してADLib[®]）と呼んでおります。

ADLib[®] システムの原理

<ADLib[®] システムによる抗体作製のイメージ図> (当社作成)



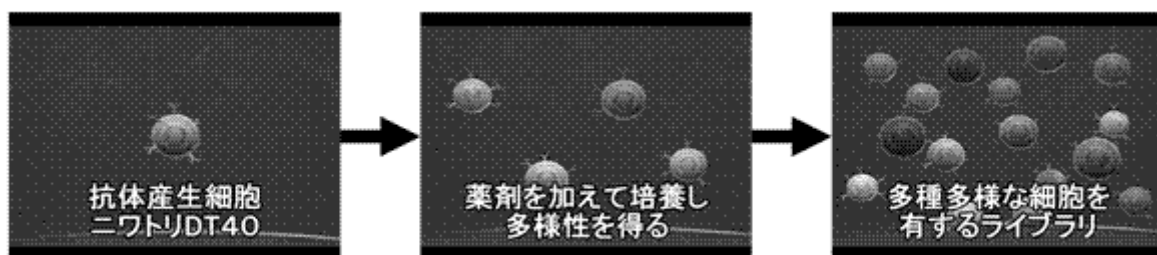
以下では、ADLib[®] システムによる抗体の作製方法を簡略化して記載します。なお、作製方法がイメージしやすいように、各説明の後に“魚釣り”を例として解説しています。

ADLib[®] システムによる抗体の作製方法を“魚釣り”に例えて簡略化して一文で説明しますと、“様々な種類の魚(「抗体産生細胞(DT40細胞(*12))」)を意図的に繁殖・飼育したバラエティに富んだ釣り堀(「ライブラリ(*13)」)の中で、必要となる卵(「抗体」)を産み落とす特定の魚だけを捕まえた後、急速に繁殖・産卵をさせて大量の卵を取得すること”になります。

手順1：多種多様な細胞を有するライブラリを作製します。

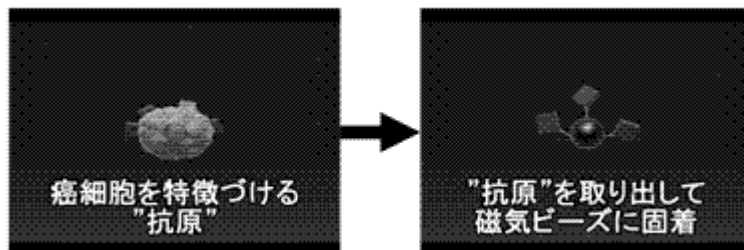
ニワトリの免疫細胞であるDT40細胞に特殊な薬剤トリコスタチンA(以下「TSA」といいます。)(*14)を添加して培養すると、遺伝子の相同組換え(*15)が活性化し、多種多様な遺伝子配列を持つDT40細胞が自律的に増殖します。その結果、多種多様な細胞集団としてのライブラリが形成されます。

<イメージ> “一匹の魚(抗体産生細胞(DT40細胞))をいけすの中に入れて、特殊な餌(TSA)を与えて、意図的に様々な種類の魚に繁殖・飼育して、バラエティに富んだ釣り堀(ライブラリ)を作り出します”



手順2：ターゲット（抗原）を、磁気を帯びた微粒子（磁気ビーズ）に固着させ、ターゲット（抗原）にだけ反応する抗体（特異的抗体(*16)）を産生する細胞を釣り上げるための“しかけ”を作製します。

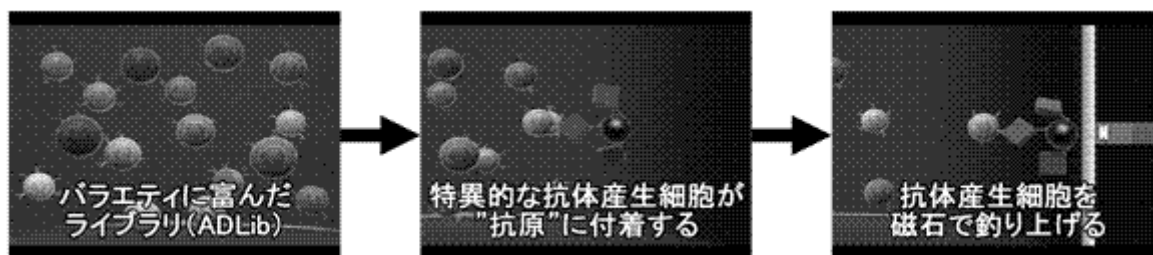
<イメージ> “（当社が欲しい卵（抗体）を産み落としてくれる）特定の魚（抗体産生細胞（DT40細胞））だけを捕まえるための特殊な釣り道具（磁気ビーズに固着されたターゲット（抗原））を作製します”



手順3：あるターゲット（抗原）にだけ反応する特異的抗体を産生する細胞を釣り上げます。

磁気ビーズに固着させたターゲット（抗原）をライブラリに投入し、30分程度おきます。この時ライブラリの中では、ターゲット（抗原）にだけ反応する特異的抗体を持つ抗体産生細胞が抗原に付着します。30分後、抗体産生細胞が付着した磁気ビーズを磁石で釣り上げます。

<イメージ> “手順2で作製した特殊な釣り道具（磁気ビーズに固着されたターゲット（抗原））を手順1のバラエティに富んだ釣り堀（ライブラリ）に投げ入れて、（当社が欲しい卵（抗体）を産み落としてくれる）特定の魚（抗体産生細胞（DT40細胞））だけを釣り上げます”

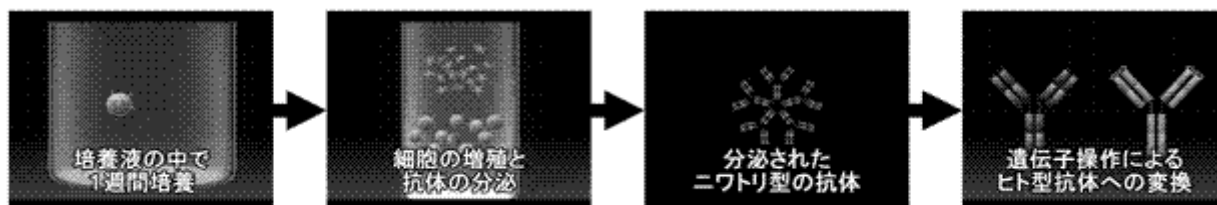


手順4：釣り上げた抗体産生細胞を増殖させ、抗体タンパクを分泌させます。

釣り上げた抗体産生細胞を培養液の中で1週間程度培養します。この間に培養液の中では細胞が増殖するだけでなく、同時に大量の抗体を分泌します。その後、培養液から抗体タンパクを分離精製します。

<イメージ> “手順3で釣り上げた（当社が欲しい卵（抗体）を産み落としてくれる）特定の魚（抗体産生細胞（DT40細胞））を別の水槽（培養液）に移します。特定の魚は、全く同種の魚を急速に繁殖（増殖）させると同時に、当社が欲しい卵も大量に産卵します。当社はこの卵を取得します”

なお、取得した抗体はニワトリ型の抗体であるため、ヒト型の抗体に変換する作業を行います。このヒト化された抗体(*17)が医薬品候補となります。



従来の抗体作製技術との主な違い

ADLib[®]システムは、従来の抗体作製技術とは全く異なるテクノロジーとして、以下のような技術的特徴を有しております。

a. 抗体の多様性

人間を含む動物は、自分の身体を構成するタンパク質に対する抗体は作らないようになっています。従って、マウスを使用するマウスハイブリドーマ法では、マウスの持つタンパク質に対する抗体を取得することが困難です。特に生きていくために重要なタンパク質は、マウスとヒトの間でも殆ど変化することなく非常に似た状態のまま種を越えて受け継がれてきているために、ヒトタンパク質に対する抗体もこの方法で取得することは容易ではありません。また、ファージディスプレイ法では、原理的にマウスハイブリドーマ法のような制限はありませんが、技術の性質上変化の程度が限定されているので、良質な抗体を早く取得するのは必ずしも容易なことではありません。

これに対してADLib[®]システムは、DT40細胞の持つ生体独自の多様化メカニズムを利用するものであり、マウスハイブリドーマ法の課題であった免疫寛容(*18)による抗体多様性の制限を受けることはありません。また、ファージディスプレイ法の課題である抗体ライブラリのバラエティの乏しさや質の確保の難しさといった課題も克服可能です。

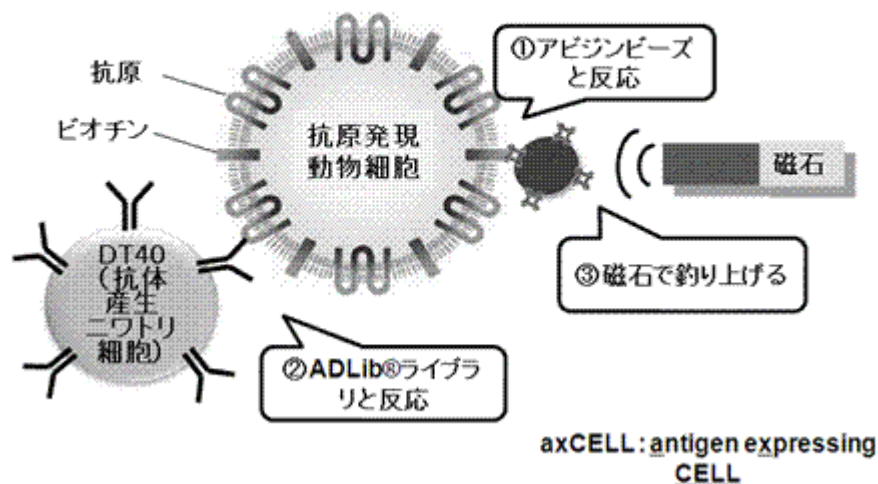
b. 困難抗原に対する抗体取得

ADLib[®]システムによる抗体作製では、従来の抗体作製技術では取得が困難であった病原毒素(*19)や生物種間で類似のタンパク質に対する抗体、さらには糖鎖や脂質といった免疫反応(*20)を起こしにくい物質に対する抗体を作製することも可能です。

実績として、マウスハイブリドーマ法やファージディスプレイ法で抗体を取得できなかった抗原（以下「困難抗原」といいます。）に対する抗体の取得に成功しております。また、現在はADLib[®]システムの応用技術であるADLib[®] axCELL(*21)法を開発することにより、医薬品のターゲットとして注目されている複数回膜貫通型タンパク質（「GPCR(*22)」を含む）に対する抗体の取得に成功しております。

<ADLib[®] axCELLのイメージ図>（当社作成）

複数回膜貫通型タンパク質に対する細胞セレクションによる抗体作製



c. 迅速な抗体作製

ADLib[®]システムは、生きた実験動物を使用することなしに、試験管内において10日程度でモノクローナル抗体を作製できます。マウスハイブリドーマ法やファージディスプレイ法等の従来の抗体作製方法では、数週間～数ヶ月の期間が必要であるとされており、ADLib[®]システムは他の技術と比較して抗体作製の期間が短い点が大きな特徴と言えます。

ADLib[®]システムを核とした事業展開

当社は、医薬候補品のライセンスアウトを主体とする事業展開を前提としていないため、同時に複数の企業との契約締結あるいは一つの企業から複数案件の契約締結が可能となっております。あわせて、ADLib[®]システムのバージョンアップに伴い、従来の抗体作製技術では困難な様々な抗原に対する抗体を作製することを可能とし、また、バージョンアップと連動した事業展開を連続的・長期的に図ることを目指しております。

また、当社は、創業時から「誰が行っても成功する技術」を目指し、マニュアルの作成や自動化機器によるセレクション(*23)等により、既にADLib[®]システムの標準化・自動化を実現しております。

当社の創薬基盤技術は、ADLib[®]システムに関連する特許権と当社独自の運用ノウハウ（例：多様な抗体を発現した細胞のライブラリ、セレクション方法）で成り立っており、同様の技術を他社は容易に実現できないと考えております。

これまでのバージョンアップの主な内容と現在取り組んでいるバージョンアップの主な内容は以下のとおりであります。

a. これまでのバージョンアップの主な内容

完了時期	バージョンアップの内容
平成17年 7月	オリジナル ADLib [®] システムを使用開始
平成20年 4月	ADLib [®] Combo(*24)の開発
平成20年12月	ADLib [®] axCELLの開発
平成23年 8月	ADLib [®] システムのセレクションの規模を10倍程度に大規模化
平成23年 8月	超高度多様化 ADLib [®] (*25)の開発
平成23年 9月	IgG(*26)キメラ抗体(*27)ライブラリの開発
平成23年 9月	IgGキメラ抗体ライブラリの品質向上
平成25年 4月	高親和性セレクション(*28)技術の開発

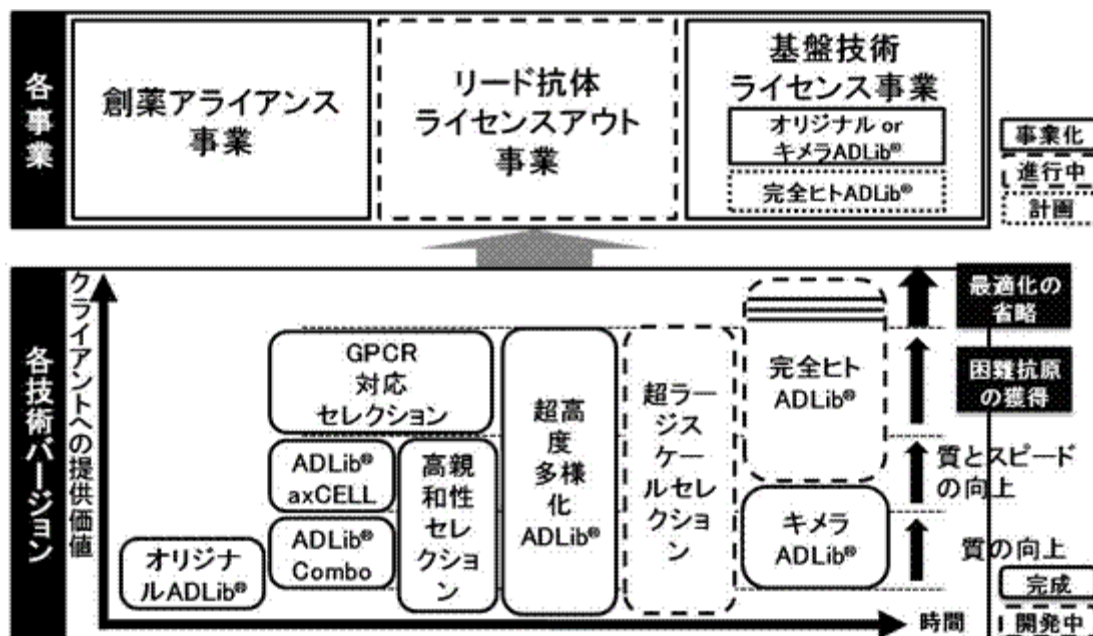
b. 現在取り組んでいるバージョンアップの主な内容

完了予定時期	バージョンアップの内容
平成26年 3月	完全ヒト ADLib [®] システム(*29)の開発
平成26年 9月	超ラージスケールセレクション(*30)技術の開発

超高度多様化ADLib[®]につきましては、既に多様化を向上させる手法は確立しており、今後も継続的に取り組む予定です。また、高親和性セレクションにつきましても、抗体セレクションの技術の改良によって、従来技術よりも更に親和性の高い抗体をより短期間に獲得する方法の確立に成功し、実用化しておりますが、今後も継続的に技術改良に取り組んで参ります。

現在開発を進めているトリ由来のADLib[®]システムをすべてヒトに置き換えた完全ヒトADLib[®]システムの実用化を目指して技術革新に取り組んでおります。超ラージスケールセレクションにつきましては、既に一定のレベルの技術改良には至っていますが、さらに実用化レベルへの技術改良を継続して推進しております。

現状において当社の事業の柱となっている創薬アライアンス事業における契約は、オリジナルのADLib[®]システムの標準化やADLib[®] Combo、ADLib[®] axCELL及び抗GPCR対応取得システムの開発により獲得されたものです。また、創薬アライアンス事業の実績により、基盤技術ライセンス事業における契約締結に至りました。さらに、キメラADLib[®]の開発が進んだことにより、トリIgM(*31)抗体を産生するオリジナルADLib[®]システムを経ることなく、直接キメラADLib[®]における検証的契約(*32)の交渉を進めております。リード抗体ライセンスアウト事業につきましては、下記図の太枠内の各技術により候補抗体を作製し、現在ライセンス先候補への紹介中です。



(注) 上記図は、横軸を時間、縦軸をクライアントへの提供価値（クライアントからのニーズに対する技術間の相対的な対応度を表しております。）とし、完成済み、又は現在開発中の各技術バージョンを位置付けております。時間軸は、本格的に技術開発に着手したタイミング及び開発の難易度と相関しております。それぞれの技術は、特定の事業だけではなく3つ全ての事業に寄与します。上記全ての技術バージョンの完成により、最適化(*33)のプロセスも省略され、困難抗原に対して高い親和性を持つヒト抗体(*34)を短期間に完成させることもこれまで以上に容易になると考えております。

ADLib®システム発明の経緯

ADLib®システムは、理研の太田邦史研究員（現：当社社外取締役）が率いる遺伝ダイナミクス研究ユニットと財団法人埼玉県中小企業振興公社（現：財団法人埼玉県産業振興公社）との共同研究により開発され、平成14年7月に抗体作製技術として確立し、平成17年5月にその論文が専門誌「Nature Biotechnology」(*35)で発表されました。

上記研究ユニットは、それまでの酵母等を用いた研究から、「相同組換えは染色体を構成するクロマチン構造(*36)によって制御されており、クロマチンが弛緩する条件で組換えが著しく活性化すること」を明らかにしてきました。（EMBO J.1994,1998,2004；Cell 2003；Genes Dev 1997；PNAS 1998等）

そこで、ニワトリDT40細胞にクロマチン弛緩を誘導する薬剤であるTSAを作用させ、抗体遺伝子座(*37)の組換えへの影響を調べたところ、3～6週間のTSA処理により全細胞集団の60～90%の細胞で組換え体が生じることを見出しました。この現象は、TSA処理によりDT40細胞の抗体遺伝子座が多様化し、多様な受容体型IgMを提示した細胞クローン(*38)集団が得られることを意味しています。

TSA処理を行って得られたDT40細胞をベースとした自律多様化ライブラリ（現在のADLib®システム）から磁気ビーズに固着した任意の抗原を用い、ターゲット（抗原）に対して特異的に結合するモノクローナルIgM抗体を産生するDT40細胞クローンを選択したところ、10日程度という短期間でELISA(*39)等の免疫化学的アッセイ(*40)に利用可能なモノクローナル抗体を作製することに成功し、新規の抗体作製技術として確立しました。

(3) 抗体医薬品開発における当社の事業領域について

医薬品の開発には、一般的に探索研究、創薬研究、臨床開発、製造、販売のプロセスがあります。当社の基盤技術であるADLib[®]システムを利用した3つの事業は、初期の研究から販売まで一般的に6.5～9年の期間が必要となる抗体医薬品開発の上流工程（探索研究・創薬研究の約1～2年間）を主な対象としております。

3. 現状における事業展開の実績

これまでに当社が契約を締結した主な企業との契約内容等は以下のとおりであります。

事業セグメント	契約締結日	相手方の名称	契約内容	契約期間	対価の内容
創薬アライアンス事業	平成20年11月1日	中外製薬(株)	ADLib [®] システムを利用した抗体作製に関する共同研究を実施	平成20年11月1日から平成25年12月31日まで	当社が分担する業務に要する費用（技術アクセスに係る費用を含む）、成果に応じたマイルストーン及びロイヤルティ
創薬アライアンス事業	平成23年6月30日	中外製薬(株)	ADLib [®] システムを利用した抗体作製に関する委託研究を実施	平成23年7月1日から平成26年12月31日まで	研究委託料
創薬アライアンス事業	平成23年10月28日	Five Prime Therapeutics, Inc.	ADLib [®] システムを利用した抗体作製に関する委託研究を実施	平成23年10月28日から研究開発の進捗に応じて両当事者が本契約終了に合意した日まで	アップフロント、研究成果に応じた対価
創薬アライアンス事業	平成24年8月1日	Chugai Pharmabody Research Pte. Ltd.	効率的な抗体医薬品の開発に必要な研究材料の調整等の業務	非開示	研究委託料
リード抗体ライセンスアウト事業	平成20年10月1日	公立大学法人横浜市立大学	セマフォリン分子を特異的に認識する抗体の開発	平成20年10月1日から平成26年3月31日まで	事業化権
基盤技術ライセンス事業	平成22年9月30日	富士レビオ(株)	ADLib [®] システムの非独占的実施許諾及び共同研究開発契約	特許期間満了まで（ただし、共同研究開発は平成22年9月30日から平成25年9月29日まで）	着手金、技術使用料及びロイヤルティ

4. ADLib[®]システムに関連する特許及び特許ライセンス契約

当社保有のADLib[®]システムについての基本特許が、平成19年に中国、平成20年に日本、平成22年には米国と欧州で登録されました。同時に関連特許を国内外において適時取得しており、今後も知的財産権を積極的に取得していく方針であります。

当社の保有する事業推進上重要な特許権及び特許出願中の発明並びに基盤技術に関する特許ライセンス契約は、以下のとおりであります。

< 特許権 >

体細胞相同組換えの促進方法及び特異的抗体の作製方法

権利取得日	発明の名称	登録番号	権利者	持分割合	取得国	有効期間
平成20年11月14日	体細胞相同組換えの促進方法及び特異的抗体の作製方法	第4214234号	独立行政法人理化学研究所及び当社	独立行政法人理化学研究所：50% 当社：50%	日本	平成35年7月28日
平成20年4月9日	体細胞相同組換えの促進方法及び特異的抗体の作製方法	ZL03818205.X	独立行政法人理化学研究所及び当社	独立行政法人理化学研究所：50% 当社：50%	中国	平成35年7月28日
平成22年8月17日	METHOD OF ENHANCING HOMOLOGOUS RECOMBINATION OF SOMATIC CELLS AND METHOD OF CONSTRUCTING SPECIFIC ANTIBODY	US7,776,599	独立行政法人理化学研究所及び当社	独立行政法人理化学研究所：50% 当社：50%	米国	平成37年4月10日
平成22年12月1日	METHOD OF PROMOTING HOMOLOGOUS RECOMBINATION OF SOMATIC CELLS AND METHOD OF CONSTRUCTING SPECIFIC ANTIBODY	EP1536004	独立行政法人理化学研究所及び当社	独立行政法人理化学研究所：50% 当社：50%	欧州	平成35年7月28日

(特許査定済み、登録待ち)

特許査定日	発明の名称	出願番号	出願人	持分割合	出願国	有効期間
平成23年2月10日	METHOD OF ENHANCING HOMOLOGOUS RECOMBINATION OF SOMATIC CELLS AND METHOD OF CONSTRUCTING SPECIFIC ANTIBODY	12/813454	独立行政法人理化学研究所及び当社	独立行政法人理化学研究所：50% 当社：50%	米国	平成35年7月28日

体細胞相同組換えの誘発方法

権利取得日	発明の名称	登録番号	権利者	持分割合	取得国	有効期間
平成22年8月4日	体細胞相同組換えの誘発方法	ZL200380110005.X	独立行政法人理化学研究所及び当社	独立行政法人理化学研究所：50% 当社：50%	中国	平成35年12月22日

< 特許出願中の発明 >

体細胞相同組換えの誘発方法

出願日	発明の名称	出願番号	出願人	持分割合	出願国	-
平成14年12月26日	体細胞相同組換えの誘発方法	特願2002-376555	独立行政法人理化学研究所及び当社	独立行政法人理化学研究所：50% 当社：50%	日本	-
平成15年12月22日 (優先日) 平成14年12月26日 (注1)	METHOD OF INDUCING HOMOLOGOUS RECOMBINATION OF SOMATIC CELL	10/540302	独立行政法人理化学研究所及び当社	独立行政法人理化学研究所：50% 当社：50%	米国	-
平成15年12月22日 (優先日) 平成14年12月26日	METHOD OF INDUCING HOMOLOGOUS RECOMBINATION OF SOMATIC CELL	3,781,013.2	独立行政法人理化学研究所及び当社	独立行政法人理化学研究所：50% 当社：50%	欧州	-

細胞表面に発現したタンパク質に対する抗体作製法

出願日	発明の名称	出願番号	出願人	持分割合	出願国	-
平成21年12月7日 (優先日) 平成20年12月5日	細胞表面に発現したタンパク質に対する抗体作製法	特願2010-541252	当社	-	日本	-
平成21年12月7日 (優先日) 平成20年12月5日	METHOD FOR PRODUCING ANTIBODY DIRECTED AGAINST PROTEIN EXPRESSED ON CELL SURFACE	13/132462	当社	-	米国	-
平成21年12月7日 (優先日) 平成20年12月5日	METHOD FOR PRODUCING ANTIBODY DIRECTED AGAINST PROTEIN EXPRESSED ON CELL SURFACE	9,830,224.3	当社	-	欧州	-
平成21年12月7日 (優先日) 平成20年12月5日	細胞表面に発現したタンパク質に対する抗体作製法	200980154881.X	当社	-	中国	-

(注) 優先日は、最初に特許出願した日付のことで、後に他国に出願した場合でもこの日を基準に特許の新規性・進歩性が判断されます。

抗セマフォリン3A抗体(*41)、並びにこれを用いたアルツハイマー病及び免疫・炎症性疾患の治療

出願日	発明の名称	出願番号	出願人	持分割合	申請国	-
平成25年2月6日	抗セマフォリン3A抗体、並びにこれを用いたアルツハイマー病及び免疫・炎症性疾患の治療	特願2013-21309	公立学校法人横浜市立大学及び当社	公立学校法人横浜市立大学：50% 当社：50%	日本	

タンパク質の迅速改良法

出願日	発明の名称	出願番号	出願人	持分割合	申請国	-
平成25年2月6日	タンパク質の迅速改良法	特願2012-138293	国立大学法人東京大学及び当社	国立大学法人東京大学：90% 当社：10%	日本 (注)	

(注) 平成25年6月に国際出願予定

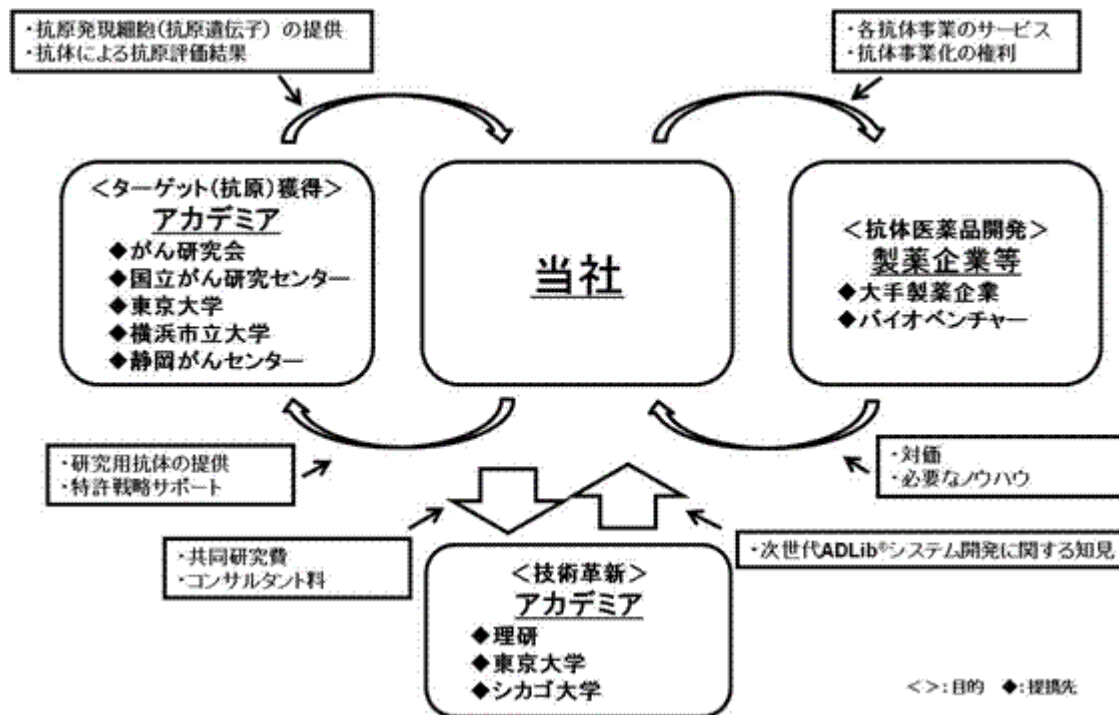
< 基盤技術に関する特許ライセンス契約 >

相手方の名称	契約書名	契約内容	契約期間
独立行政法人理化学研究所	共有発明の実施に関する契約書	ADLib [®] システムの基盤特許に関する実施権及び再実施権の当社による取得、及びその対価である予め定められた比率に基づくロイヤルティの当社による支払い	平成24年12月25日より基盤特許の有効期間まで

5. 提携機関との関係

当社は、単に製薬企業との提携に留まらず、ターゲット（抗原）の獲得や技術革新を目的として、アカデミア等と提携し事業拡大を図っております。ターゲット（抗原）の獲得については、アカデミア等から、がんやその他の疾患に対して従来の技術では抗体作製が困難な特異的な抗原遺伝子情報を入手し、当社はその抗原に対する研究用抗体を作製します。その抗体が疾患の原因となるターゲット（抗原）を特異的に認識し、ターゲット（抗原）を発現する細胞を死滅させたり、症状を改善させる等疾患に対する機能が確認された場合、当社はその発明について共同出願を行い、事業化の権利を確保いたします。技術革新については、ADLib[®]システムの多様化メカニズムの解明、抗体の多様化レベルの解析等、より基礎的かつ高度な専門性を要求される分野において、外部のアカデミア等との契約により必要な結果及び情報を得ることで、効果的かつ効率的な課題解決を図ります。

<当社と提携機関との関係図>（当社作成）



<用語解説>

番号	用語	意味・内容
*1	ADLib [®] (アドリブ) システム	ニワトリ細胞をもとにして作製された細胞株であるDT40細胞のもつ抗体遺伝子の組換えを活性化することによって、抗体タンパクの多様性を増大させ、特定の抗原を固定した磁気ビーズで特異的抗体を産生する細胞をつり上げる仕組みです。理研で開発された技術で、当社はその独占的な実施権を保有しております。既存の方法に比べ、迅速性に優れていること及び従来困難であった抗体取得が可能であること等の点に特徴があると考えております。
*2	抗体医薬品	ヒトには体を守る防御システムが備わっています。すなわち、細菌やウイルスの持つタンパク質を異物（抗原）として認識し、その異物に反応するタンパク質（＝抗体）が異物を攻撃する仕組み（抗原抗体反応）です。ヒトが本来的に持つこの反応を生かした医薬品が抗体医薬品（抗体医薬ともいわれます。）です。
*3	リード抗体	医薬品の候補となる抗体のことです。
*4	探索	創薬研究の最初の段階として、医薬品の元となる生理活性をもつ物質を探索する研究段階があります。この研究を一般的に探索研究と呼びます。
*5	抗原	通常、細菌やウイルスの持つタンパク質等、体内で異物と認識され、抗原抗体反応を起こさせる物質のことを抗原と言います。抗原が体内に入ると、これを撃退するための物質として抗体が作られ、抗原を排除するために働きます。さらにこの意味から派生して、抗体に結合する物質、あるいはこれから抗体を作製したい物質全般を、抗原と呼ぶこともあります。
*6	First in class抗体	あるタンパク質を疾患の治療用の抗体のターゲットとして初めて用いる場合、その抗体はFirst in class抗体と呼ばれます。First in class抗体のターゲット抗原の候補は、アカデミアを中心としたさまざまな疾患研究の中に多くのソースが存在していると考えられます。当社では医薬品開発候補としてFirst in classの抗原をターゲットとすることで、これまでにない医薬品候補抗体の開発を目指し、治療充足度が十分でない疾患の治療に貢献します。
*7	破傷風菌	自分では気づかない程度の小さな切り傷から感染し、重症の場合は全身の筋肉麻痺や強直性痙攣をひき起こす破傷風の病原体です。芽胞として自然界の土壤中に常在し、毒性が極めて強い細菌です。
*8	ブロックバスター医薬品	従来の治療体系を覆す薬効を持ち、莫大な売上高と利益を生み出す医薬品のことをいいます。多くの場合は、年商10億ドルを超える医薬品を指します。
*9	モノクローナル抗体	単一の抗体分子を産生する細胞から得られた抗体のことをいいます。特定の性質を持つ抗体を大量に産生することが可能であり、抗体医薬品の開発にも利用されます。
*10	マウスハイブリドーマ法	最も一般的なモノクローナル抗体作製技術です。動物個体を使うことから、必要な抗原量や抗原の適応範囲等に制約があり、かつ作製に時間を要します。
*11	ファージディスプレイ法	遺伝子工学的手法でファージ（細菌に感染するウイルス）粒子に多様な抗体タンパク質の抗原認識部位を発現提示させ、抗原と反応するファージを回収して、モノクローナル抗体を作製する方法です。なお、同じ操作を複数回繰り返すため必要な抗原量が多くなり、かつ作製に時間を要します。

番号	用語	意味・内容
*12	DT40細胞	ニワトリのファブリキウス嚢（鳥類に特有な一次免疫器官）から取り出され、がん遺伝子の導入により不死化されたB細胞（抗体産生細胞の一種）の一つです。このDT40細胞株の抗体遺伝子座において起こる遺伝子変換を人為的に誘導することによって、多様な抗体を産生する細胞集団（ライブラリ）が得られます。これがADLib [®] システムの技術の基になっています。
*13	ライブラリ	一つ一つの細胞が異なる構造の抗体を持っているような、大量の細胞の集団のことを、図書館にたとえて、ライブラリと呼びます。ADLib [®] システムにおいては、論理的には無限の抗体遺伝子配列の異なる細胞ライブラリを作製する事が可能です。
*14	トリコスタチンA (TSA)	ニワトリDT40細胞にクロマチン弛緩を誘導するために利用する薬剤で、ヒストン脱アセチル化酵素という種類の酵素の働きを阻害する働きがあります。
*15	相同組換え	相同組換え（相同的組換え）は、DNAの塩基配列がよく似た部位（相同部位）の間で起こる遺伝子の組換えメカニズムのことをいいます。様々な化学物質や放射線により切断されたDNAは主に相同組換えによって修復されます。また、相同組換えがうまくいかないと配偶子が形成されなくなる等、生命が存続するために不可欠な仕組みの一つです。トリDT40における抗体遺伝子座の相同組換えは、抗体遺伝子の多様化を創出するための仕組みとして機能しています。
*16	特異的抗体	抗原抗体反応において、ある特定の抗原に結合する抗体です。
*17	ヒト化された抗体	人の抗体に似ていますが、一部他の動物由来の構造を保持する抗体のことをいいます。
*18	免疫寛容	特定の抗原（例えば、自身の体の構成成分やそれに似ているもの）に対しては、これが異物とみなされないために体が免疫反応を示さず、体内で抗体を産生しない状態をいいます。
*19	病原毒素	主に細菌等の生物によって作られる、毒性を持った物質をいいます。たとえば、病原性大腸菌O157の持っている毒性の物質も病原毒素の一つです。
*20	免疫反応	生体が外来性あるいは内因性の物質に対して自己か非自己かを識別し、非自己に対してこれを排除することで、個体の生存維持及び種の存続のために起こす一連の生体反応をいいます。
*21	ADLib [®] axCELL	ADLib [®] システムの応用技術の一つです。ADLib [®] システムで使用する抗原を細胞にまで拡大した技術で、当社で開発に成功した独自技術です。細胞表面に発現する抗原をそのまま自然な状態で利用することで、従来技術では取得困難であった抗体を得ることができます。
*22	GPCR	GPCR (G Protein Coupled Receptor) は、7回膜貫通型タンパク質であり、がんや免疫疾患の治療を目的とした有力な医薬品ターゲットとして注目されています。
*23	セレクション	数多くの候補細胞から抗原特異的な抗体発現細胞を選択することをいいます。
*24	ADLib [®] Combo	ADLib [®] システムの応用技術の一つです。既存の抗体とは異なったエピトープ（抗体が認識する抗原の一部）を認識する抗体の取得方法で、当社で開発に成功したものです。
*25	超高度多様化 ADLib [®]	オリジナルのADLib [®] システムからさらにライブラリの多様性向上を行ったものです。超高度多様化とは、オリジナルのADLib [®] システムのライブラリの多様性と比較し、10倍程度に多様化したものになります。

番号	用語	意味・内容
*26	IgG	抗体は、構造の違いによっていくつかのタイプに分けられ、その中の免疫グロブリンG (Immunoglobulin G) の名称を略したものです。IgG抗体はヒトの抗体の大部分を占めている抗体です。
*27	キメラ抗体	ヒト以外の動物に由来する抗体分子のうち抗原と結合する部分(可変領域)を取り出し、ヒト由来の抗体分子の定常領域と交換したものをヒトキメラ抗体といいます。このような異種の抗体のキメラ抗体は、一般的に可変領域のもっている抗原と結合する能力を保持することが知られています。
*28	高親和性セクション	いきなり親和性の高い抗体のみをセクションする方法のことです。親和性が高いとは、ある物質が他の物質と容易に結合する性質や傾向が高いことをいいます。
*29	完全ヒトADLib [®] システム	DT40細胞のもつニワトリ抗体の遺伝子の主要部分をヒト抗体の遺伝子に置き換えることで、ヒトの抗体を作り出すADLib [®] システム(完全ヒトADLib [®] システム)を構築することを、当社の研究目標として掲げております。
*30	超ラージスケールセクション	オリジナルのADLib [®] システムのセクションの規模(容量)を100倍程度(50リッター)に大規模化したものになります。
*31	IgM	抗体は、構造の違いによっていくつかのタイプに分けられ、その中の免疫グロブリンM (Immunoglobulin M) の名称を略したものです。ADLib [®] システムによって作製する抗体は一般的にこのタイプのものです。なお、当社では、ADLib [®] システムによって作製したIgM抗体をIgG化する技術も保有しております。
*32	検証的契約	本格契約に至る前段階として、ADLib [®] システムの有用性をクライアントが検証・評価し、その後、中型(契約額3千万円程度)や大型(契約額1億円程度以上、かつ複数年契約)の本格的契約に結びつきます。
*33	最適化	医薬品の研究開発において、候補物質の安全性と治療効果をできるだけ高めるために薬物動態(生体内での吸収、分布、代謝、排泄と効果の関係)や物性(投与方法、溶解性、安定性等)等の観点から、必要な改良を行う一連の作業です。治療用抗体の研究開発における最も重要な最適化はヒト化です。
*34	ヒト抗体	ヒトの体内で作られ、ヒトと同じ構造をもったもので、ADLib [®] システムではニワトリの免疫細胞の抗体遺伝子をヒトの抗体遺伝子に置き換えることで多様なヒト抗体を作り出すことができると考えられます。
*35	Nature Biotechnology	Nature誌と同じ出版社であるNature Publishing Group社が発行する、バイオテクノロジー専門の論文雑誌です。
*36	クロマチン構造	クロマチンとは、真核細胞内に存在するDNAとタンパク質の複合体のことを表します。例えばヒトの場合、一つの核に納められているDNAの総延長はおよそ2mといわれており、これを10 μ mの核に収納するための構造がクロマチン構造であります。
*37	抗体遺伝子座	遺伝子座とは、染色体やゲノムにおける遺伝子の位置のことをいい、抗体遺伝子座とは、ゲノムの中で抗体を形作る遺伝子が存在する場所のことを示します。
*38	クローン	同一の起源を持ち、かつ均一な遺伝情報を持つ核酸、細胞、個体の集団のことをいいます。
*39	ELISA	ELISA (Enzyme-Linked ImmunoSorbent Assay) は、試料中に含まれる抗体あるいは抗原の濃度を検出・定量する際に用いられる免疫化学的アッセイの一つです。

番号	用語	意味・内容
*40	免疫化学的アッセイ	免疫化学的アッセイとは、生物材料を用いて行うバイオアッセイ（生物化学的実験）の一つであり、特に抗体を用いて行う分析手法をいいます。抗体が、抗原に対して非常に特異的に結合する特長を持っているため、免疫化学的アッセイはバイオアッセイの中でも特に広く用いられる手法です。
*41	抗セマフォリン3A抗体	セマフォリン3Aは神経ガイダンス因子として同定された分子で、神経伸長を抑制することにより伸長方向を決めていることが知られています。最近の研究では、セマフォリン3Aを阻害することにより神経再生が起こること、また免疫反応やがん、アルツハイマーとも関連していることが報告されております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
31〔15〕	39.8	2.9	6,252

セグメントの名称	従業員数(名)
創薬アライアンス事業	21〔13〕
リード抗体ライセンスアウト事業	
基盤技術ライセンス事業	
全社(共通)	10〔2〕
計	31〔15〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(人材会社からの派遣社員を含んでおります)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、各事業に関する業務がそれぞれ密接に関連しているため、同一の従業員が複数の事業に従事しております。
5. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度における我が国経済は、深刻なデフレからの脱却策が見えない厳しい状況が継続していましたが、自民党への政権交代後、政府の大規模な経済政策（通称：アベノミクス）や日銀の金融緩和への期待などを受けて消費者マインドも改善の傾向にあり、景気に持ち直しの動きがみられました。また、円安や株高に伴い景気回復が先行して期待されていますが、実態経済を示す指標にまだ勢いは見られず、今後キャッチアップしていけるかどうか問われている状況にあります。

このような環境のもと、当社の事業開発活動の状況としましては、中外製薬株式会社との共同研究契約並びに委託研究契約の期間延長、更に同社がシンガポールに開設したChugai Pharmabody Research Pte. Ltd.との委託研究取引基本契約を新規に締結し、鋭意研究開発を推進してまいりました。また、平成24年4月に契約を締結した英国のGlaxo Group Limitedをはじめ、創薬アライアンス事業における複数クライアントとの研究につきましても順調に進捗しております。平成25年1月には、独自の多重特異性抗体（*42）作製技術（Tribody技術）を有する米国のBiotecnoI, Inc.と共同研究開発契約を締結し、当社独自の創薬基盤技術であるADLib[®]システムとの組み合わせによる付加価値の高い抗体医薬品の創製に取り組んでいます。更に、現在当社の基盤技術であるオリジナルADLib[®]システムを導出し診断薬分野での研究開発活動を行っている富士レビオ株式会社におきましても、ADLib[®]システムが順調に稼働しております。その他多数の国内外製薬企業やバイオテクノロジー企業等との契約交渉が進行中ではありますが、その一方で、創薬アライアンス事業における既存クライアントとの契約規模の拡大、新規クライアントからの契約獲得、あるいは基盤技術及びリード抗体のライセンス契約の獲得におきまして、期初の計画に対する後れが生じています。

主な研究開発活動の状況は以下の通りです。

トリ-マウスIgGキメラ抗体ライブラリ（以下、「IgGキメラ抗体ライブラリ」といいます）は実用化して半年が経過しました。この間に開発当初より一段と多様化し品質の向上した80種を超えるライブラリを実用化レベルで構築することができました。また、自社リード抗体の開発を目的としたアカデミアとの共同研究プロジェクトにおいて当ライブラリを使用し、複数の抗原タンパクに対する抗体を取得することに成功いたしました。

完全ヒトADLib[®]システムの構築につきましては、「ヒト重鎖とヒト軽鎖の両遺伝子を組み込んだ細胞において、重鎖・軽鎖（*43、*44）ともに相同組換えが生じること」を確認（再現性の確認）し、更に「膜型、分泌型のヒトIgG抗体が発現していること」を確認いたしました。開発当初は、プロトタイプの完成目標を平成25年3月末としておりましたが、プロトタイプ（*45）の有する抗体遺伝子（*46）の多様化能を実用化レベルに近づけるために、プロトタイプの作製・選抜について更に厳しい基準を設定し、完成目標を平成25年6月末に変更いたしました。

公立大学法人横浜市立大学との抗セマフォリン3A抗体の共同研究につきましては、キメラ抗体とヒト化抗体の両方においてLPS誘導性敗血症モデルマウスにおける薬効を確認し、更にLPSによる敗血症誘発後の抗体投与でも単剤で生存率を大幅に改善するとの治療効果を示唆する有力な成果が得られました。平成25年2月には、この結果をもとにして特許出願を行いました。

以上の結果、当事業年度における売上高は324,127千円（前年同期比309,069千円減少）、営業損失は413,160千円（前年同期比405,893千円増加）、経常損失は424,813千円（前年同期比381,908千円増加）、当期純損失は426,890千円（前年同期比382,473千円増加）となりました。前年同期との主な変動要因は、創薬アライアンス事業における売上高が減少したことによるものです。

セグメントの業績は次のとおりです。

創薬アライアンス事業

中外製薬との共同研究契約並びに委託研究契約の延長、更に同社の海外子会社であるCPRとの新規契約締結、BiotecnoIとの共同研究契約締結の他、GSKや各アカデミア等、複数のクライアントとの研究に進展が見られました。また、本格的な実用稼働に入りましたIgGキメラ抗体ライブラリによるADLib[®]システムの技術的優位性を根拠にして、複数の製薬企業等と大規模な契約締結に向けた営業活動を継続して推進しております。

以上の結果、当該事業における売上高は318,810千円（前年同期比309,069千円減少）、セグメント利益（売上総利益）は199,423千円（前年同期比216,046千円減少）となりました。

前年同期との主な変動要因としましては、中外製薬との委託研究契約において、第1四半期における契約期間延長契約の締結や第2四半期におけるCPRとの新規契約の締結はありましたものの、契約改定の影響に伴う第2四半期までの案件獲得の遅延分を第3四半期以降において全てカバーすることができなかった結果、売上高が減少したことによるものです。

リード抗体ライセンスアウト事業

横浜市立大学と共同研究中の抗セマフォリン3A抗体につきましては、研究開発の成果をもとに、治療用First in class抗体の開発を目指して国内外の複数の製薬企業との間で交渉を継続しております。更に、新たな治療用抗体の獲得を目指して、独立行政法人国立がん研究センターが保有するがん特異的分子（*47）を標的とした新規がん治療抗体薬に関する共同研究を開始しました。また、国立大学法人東京大学大学院農学生物科学研究科・高橋研究室との共同研究及び静岡県立静岡がんセンターとの共同研究ではそれぞれの抗原に対する抗体を取得した他、公益財団法人がん研究会、複数の大学や公的研究機関等との連携を強化することで、新規治療用抗体の探索研究を継続して実施しております。

当該事業につきましては、売上高及び利益（又は損失）は発生しておりません。

基盤技術ライセンス事業

ADLib[®]システムの技術導出先である富士レビオでは、臨床検査・診断に用いる試薬の研究開発を目的としてADLib[®]システムを稼働中であり、その他、技術ライセンスに興味を持つ国内外の複数企業との間で技術評価のための検証試験の実施及び技術ライセンス交渉を行っております。

以上の結果、当該事業における売上高は5,317千円（前年同期比0千円増加）、セグメント利益（売上総利益）は5,290千円（前年同期比991千円増加）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は988,535千円（前事業年度比24,550千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により使用した資金は373,258千円（前年同期は48,867千円使用）となりました。この主な要因は、税引前当期純損失424,813千円に対し、資金の支出を伴わない減価償却費55,455千円を調整した資金の増加、未払消費税等28,701千円の減少等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は114,786千円（前年同期は3,813千円使用）となりました。これは、本社及び研究所の移転に係る敷金等71,985千円の支払いに加え、有形固定資産の取得による42,801千円の支払いによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により取得した資金は463,473千円（前年同期は419,269千円取得）となりました。この主な要因は、第三者割当により発行される第7回新株予約権（行使価格修正条項付）の発行並びに権利行使等により415,558千円増加し、また、借入金の借り換え等により長期借入金が150,000千円増加したこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は研究開発を主体としており、受注実績を定義することが困難であるため、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
創薬アライアンス事業	318,810	50.8
リード抗体ライセンスアウト事業	-	-
基盤技術ライセンス事業	5,317	100.0
合計	324,127	51.2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
中外製薬(株)	586,762	92.7	300,677	92.8

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、医薬品の中でも成長性が高い抗体医薬品市場で事業を展開し、加えて独自性の高い創薬基盤技術であるADLib[®]システムの特長を生かすことにより、持続的に成長し企業価値を高めるとともに、我々のビジョンやミッションを達成することを目指しております。そのために今後対処すべき課題を以下に列挙しました。

(1) 全社的課題

取引先数及び契約締結数の拡大

当事業年度は、中外製薬との共同研究並びに委託研究契約及びCPRとの委託研究取引基本契約に基づく売上高が全体の大部分を占めております。現状では同契約への依存度が高くなってはおりますが、当社の成長のためには、取引先数及び契約締結数を増やしていくことが不可欠であると認識しております。特定契約への高依存状況を早期に解決するため、候補先企業に対してADLib[®]システムの魅力を最大限にアピールすると同時に候補先企業のニーズに合ったADLib[®]システムの継続的なバージョンアップを行うことにより新規取引先を開拓してまいります。また、既存取引先との関係強化もより一層推進してまいります。ADLib[®]システムが抗体医薬品研究開発のあらゆる現場で使用されるデファクト・スタンダードとしての抗体作製技術になることを目指して、引き続きADLib[®]システムの信頼性及び認知度を高めていく方針であります。

基盤技術の価値向上

創薬基盤技術であるADLib[®]システムのバージョンアップをこれまでも幾度となく行ってまいりましたが、引き続き技術改良を推進し、付加価値を高めていく方針を継続する所存です。現在改良に取り組んでいる完全ヒトADLib[®]システム、超ラージスケールセレクション等の研究開発、ADLib[®]システムと相乗効果を持ち抗体の機能性向上などに関わる技術を保有する企業との共同研究及びアカデミアとの共同技術開発を進展させるために、政府助成金や増資により調達した資金を活用していく方針であります。

業績の安定化及び事業資金の確保

当社は研究開発型の企業であり、現状では多額の研究開発費用が先行して計上されております。そのため、創業以来営業損失を計上しておりますが、当事業年度以降に発行した第三者割当による新株予約権の行使により調達した資金を活用することで、当事業年度以降の事業活動をより積極的に展開する予定です。そのために、研究開発活動については、継続して注力していく方針であります。当面は研究開発の促進に伴う費用が先行して計上されることとなりますが、先行投資が一段落した後は安定的に利益を計上していくことで強固な財務基盤の確立を目指します。

人材の確保・育成

ADLib[®]システムの技術改良や製薬企業との共同研究を展開するためには、分子生物学・医学・薬学等の高度専門的な知識や技能を有する研究員の確保とその継続的なレベルアップが必要であります。当社は、創業時からADLib[®]システムの標準化と自動化に取り組んでおり、人材の教育においてOJTやマニュアルの活用による早期の技能習得体制を構築しております。また、各従業員は職位や職種に応じて、社内外の研修に積極的に参加しています。さらに、今後の事業拡大及び海外クライアントとの取引増加を見込んで、事業活動推進に必要な人材を適時に確保すべく取り組んでまいります。

(2) セグメント別課題

創薬アライアンス事業

a. 複数年の大型契約の締結促進

創薬アライアンス事業においては、取引先数及び契約締結数の増加を目指すだけでなく、中外製薬との契約に続く複数年の大型契約の締結が課題であると認識しています。当社は、社内体制として事業本部を設置し、取締役であるシニアディレクターのもと3名による営業体制を構築しております。また、欧米における事業開発活動では、十分な経験と実績のある米国とドイツの社外コンサルタントをそれぞれ活用し、グローバルな事業戦略体制を構築して積極的な営業展開を推進しております。

b. 共同研究による業務拡大

中外製薬との共同研究では、共同研究に基づく成果の創出及び抗体作製にかかわる業務の拡大が課題であると認識しております。当社では、その他数種の共同研究を含め研究開発本部が中心となって推進しており、当社が保有する技術やノウハウの積極的な提供は勿論のこと、クライアントの視点に立ったサービスを提供することでさらに緊密な関係強化を目指してまいります。

リード抗体ライセンスアウト事業

当社は多数のアカデミアとの提携により、ターゲット（抗原）を継続的に確保するという課題は克服できつつあり、今後はこれら入手抗原に対する機能性抗体の確実な取得が重要課題であると認識しております。ライブラリの多様性及び品質を向上させ、セクション方法の選択肢を広げることにより、機能性抗体を獲得できる可能性が向上すると考えており、既に取り組みを開始しております。今後は既得のFirst in Class抗体に続く新規有用抗体を取得し、ライセンスアウト先候補企業の絞り込み等戦略的な営業活動を行ってまいります。

基盤技術ライセンス事業

基盤技術ライセンス事業の前提となるADLib[®]システム基本特許につきましては、米国・欧州・中国・日本における登録が完了し、グローバルな営業活動を展開できる環境が整いました。既に複数の企業から基盤技術ライセンスへのニーズを確認しております。今後ライブラリの多様化及び大規模セクションの開発という技術改良と並行して、本ライセンス活動も積極的に展開してまいります。また、富士レピオとの基盤技術ライセンス契約につきましては、平成25年9月30日に期限が到来する共同研究開発期間の延長に基本的に合意し、今後技術的・人的なサポート体制を継続し、更なる関係の強化に向けて取り組んでまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的に成長可能な企業体質を確立するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題の一つであると認識しております。コーポレート・ガバナンスの強化につきましては、株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様から信頼される会社となるために取り組むべき課題であります。業務執行の妥当性、管理機能の効率性や有効性等を適時に確認して、然るべき改善を行うことにより、更なる経営の健全性と透明性の向上に取り組んでまいります。また、内部管理体制の強化につきましては、内部監査機能の更なる充実とともに、財務報告に係る内部統制報告制度（J-SOX）を活用し、業務内容のプロセスの分析・検証を行いつつ、更なる業務の効率化とリスクの最小化を目指しております。

このように、内部管理体制の強化に向けて全社を挙げて取り組む所存です。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項記載の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に由来するリスクについて

抗体医薬品市場

当社は、創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核として、主に抗体医薬品の開発及び研究開発支援等を行っております。医薬開発においては、各種疾患のメカニズムや病態の解明により、疾患特異的に作用する分子標的的低分子医薬の開発、更に低分子特有の副作用を軽減するために疾患部位だけに到達するデリバリーシステムの開発が進んでおり、今後、抗体医薬品と競合する低分子医薬品が増加する可能性があります。当社は、抗体医薬品市場が安定的に成長すると見込んでおりますが、想定どおりに市場が拡大しない場合、事業計画の変更を余儀なくされる可能性があります。当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新

当社が属する医薬品開発分野では、技術革新が著しく速いため、当社は独自の創薬基盤技術を常に最先端の技術として継続的に発展させるべく、研究開発を積極的に実施しております。

当社ではすでに、抗体の定常領域と呼ばれる部分をトリからマウス遺伝子配列に置き換えてIgGキメラ抗体を作製するADLib[®]システムを構築しておりますが、次の重点研究課題として、完全ヒトADLib[®]システムの構築を目指して研究開発を実施しております。

完全ヒトADLib[®]システムは、治療用としての機能性を持つ完全ヒト抗体を数週間で作製することを可能とするものであり、将来的には新たな事業として「バイオテロや新興感染症の発生に即応し、安全で有効な抗体を迅速にかつ大量に提供する事業」や「患者さんから疾患に関連する細胞や組織の提供を受け、最適な抗体を迅速に作製・選択するオーダーメイド医療としての事業」等に対応することを目標としております。

しかしながら、当社の計画どおりに研究開発が進捗しない可能性もあり、急激な技術革新等により完全ヒトADLib[®]を含めた新技術への対応に遅れが生じた場合や当社が保有する技術・ノウハウが陳腐化する場合、また、必要な技術進歩を常に追求するために想定以上の費用と時間を要する場合は、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

他社との競合

競合他社が当社と同様に優れた機能をもつ抗体を創出する結果、製薬企業へのライセンスアウト活動が容易でなくなる可能性があります。また、複数の同業他社の参入に伴いアライアンス活動の競争が激化する場合や競合他社が画期的な技術で先行した結果、当社事業の優位性が低下する場合、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等

平成16年2月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（遺伝子組換え生物等規制法）が施行されました。当社の開発する完全ヒト化技術には、当該法律が適用されます。今後、法改正等により規制が強化された場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

抗体医薬品開発におけるフェーズ・ゼロ(*48)の実施

従来の第1相臨床試験の前に行う探索的臨床試験フェーズ・ゼロ試験が米国を中心に注目されています。抗体医薬品開発におけるフェーズ・ゼロ試験の採用は、より安全に臨床開発を進めるためには意義のある選択肢の1つですが、開発プロジェクト単位では前臨床・臨床開発における効率化に必ずしも繋がらず、むしろ費用面と期間面において負担の増大に繋がり、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

海外取引

当社は、全世界の製薬企業等を対象とした事業展開を図っており、国内のみならず海外の製薬企業等に対しても、当社の創薬基盤技術を紹介し、取引開始に向けた交渉を行っております。今後、当社の海外における事業展開が進展し、海外の製薬企業等との取引規模が拡大した場合、海外における法的規制や商取引慣行等により、当社の事業展開が制約を受ける可能性があります。また、外貨預金口座の開設など為替リスクの対応策を実施しておりますが、当社の想定以上に為替相場の変動が生じた場合、当社の財政状態、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に由来するリスクについて

特許権

当社が創製した技術等について、当社の特許権を侵害されるリスク又は当社が他社の特許権を侵害してしまうリスクがあります。こうしたリスクに対応するために、積極的かつ速やかに特許出願等を行うことで他社からの侵害を防御するとともに、必要に応じて特許データベース及び特許事務所を活用して情報収集を行い、他社の権利を侵害しないように対応しております。すでに基盤技術特許は国際特許が成立しておりますが、第三者によって既に特許出願されている等の理由により、第三者から特許侵害があるとして特許侵害訴訟を提起された場合には、当社の技術の優位性が損なわれ、多額の損害賠償を請求される等、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が職務発明の発明者である役職員等から発明の権利を譲り受けた場合、当社は特許法に定める「相当の対価」を支払うこととなります。当社では、その取扱いについて社内規則等でルールを定めており、これまでに発明者との間で問題が生じたことはありません。しかしながら、職務発明の取扱いにつき、相当の対価の支払請求等の問題が生じた場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

特定の技術への依存

当社は、創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核として事業を展開しておりますが、競合他社が画期的な技術で先行した場合や特許期間が満了した場合、当社事業の優位性が低下する可能性があります。当社は、積極的な研究開発により技術改良を推進しておりますが、当社の技術が他の安価な技術で代替できる場合や当社の技術自体が陳腐化した場合、あるいは当社の技術改良の対応が遅れた場合は、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

特定の取引先への依存

当社は、中外製薬と抗体医薬品開発の共同研究契約並びに委託研究契約を、更に中外製薬の100%子会社であるCPRと委託研究取引基本契約を締結しており、平成25年3月期における当社の売上高に占める同社グループの割合は、92.8%となっております。当社では、事業の核となるADLib[®]システムの更なる技術改良を推進し、これまで同様、付加価値を向上させ続けていくことで、同社に限らずクライアントとの良好な取引関係を維持・継続していく方針であります。

しかしながら、同社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、委託業務量の減少、本契約の解除、その他の理由で終了した場合、あるいは契約条件の変更等が生じた場合、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

重要な契約

当社は、事業推進上、クライアント等とライセンス契約及びアライアンス契約を締結しております。当社は、各契約の相手方との現在の良好な関係を維持・継続していく方針ですが、何らかの理由により、これらの重要な契約の終了又は契約条件の変更等が生じた場合、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

複数の製薬企業との関係について

当社が製薬企業と共同研究契約を締結する場合、当該契約が定めるターゲット（抗原）等に重複が生じないよう配慮しております。しかしながら研究の展開によっては、一部研究内容に重なりが発生する可能性も考えられます。その結果、当社がどちらか一方の企業との共同研究の機会を喪失することで当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

提携先に影響されるリスク

当社は、創薬アライアンス事業においては、共同研究での補完関係を前提としており、双方の分担する技術又は製品の完成をもってより付加価値の高い事業展開が可能となります。よって、双方の技術及び研究開発の進捗に大きな差が生じた場合、又は提携先の経営不振若しくは経営方針の変更があった場合、目的とする製品・サービスの開発が遅れる、あるいは中止されることが予想されます。それにより、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

収益計上について

当社は、主に契約締結時に生じる着手金（アップフロント）の他、医薬品開発の進捗に応じて生じる成功報酬（マイルストーン）、医薬品販売後に獲得するロイヤルティを収益として受領する事業構造となっております。共同研究に関する契約では、原則として、着手金（アップフロント）を契約に定める時期に一定金額をまとめて受領しますが、会計上では契約期間に応じた期間按分で収益計上しております。また、成功報酬（マイルストーン）やロイヤルティは、契約に定める条件に従って受領するものであり、収益計上の要件を満たした時に一括計上することとしております。委託研究に関する契約は、原則として、委託された業務を実施し、その検収を受けた時又は終了を確認した時に収益計上することとしております。

従って、契約の締結時期、医薬品開発の進捗状況、医薬品販売開始時期等が遅れる場合や、何らかの事由によ

り医薬品開発、販売が中止となる場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

事業計画の主な前提条件について

a. 既存提携先との提携事業の確実な推進

当社は、中外製薬や富士レビオをはじめとした既存提携先との継続的な事業提携を基盤として事業計画を策定しております。しかしながら、当社の想定どおりに事業提携が進捗しない場合、あるいは想定していた成果が得られない場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

b. 取引先数及び契約締結数の増加

当社は、創薬基盤技術を核として継続的な契約獲得活動を実施し、主に創薬アライアンス事業における複数の製薬企業との提携を基盤とし、事業計画を策定しております。

当社の事業特性として、当社が締結する契約は、複数年かつ契約金額が高額になる傾向があり、クライアントとしても慎重な検討を重ねる傾向があります。

当社は、このような事業特性を鑑み、内容・金額・締結時期等の契約条件に関して過去実績等を勘案し、事業計画を策定しておりますが、必ずしも計画どおりのクライアントと計画どおりの条件で契約が締結できるわけではありません。

契約金額が計画を下回る場合、契約締結時期が計画よりも遅れる場合、計画している契約が締結できない場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

c. 医薬品開発の進捗状況、規制当局への申請時期と規制当局からの承認時期

当社は、契約締結時に生じる着手金（アップフロント）の他、医薬品開発の進捗に応じて生じる成功報酬（マイルストーン）、医薬品販売後に獲得するロイヤルティを収益として受領する事業構造となっております。

医薬品の開発には、一般的に探索研究、創薬研究、開発、製造、販売のプロセスがあり、抗体医薬品開発においては、初期の研究から販売まで一般的に6.5年～9年の期間が必要となり、各プロセスの進捗や必要となる期間は、対象疾患、開発者の経営状況、規制当局の審査判断等の影響を受けることがあります。

当社は、このような状況を鑑み、医薬品開発の進捗状況や規制当局への申請時期と規制当局からの承認時期等を勘案し、事業計画を策定しておりますが、必ずしも当社が計画しているとおりになるわけではありません。医薬品開発の進捗が計画を下回る場合、規制当局への申請時期が計画よりも遅れる場合、規制当局からの承認時期が計画よりも遅れる場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

d. 当社の創薬基盤技術に関する研究開発の進捗

当社は、現在取り組んでいるADLib[®]システムのバージョンアップをはじめとした研究開発活動が計画どおりに進捗することを前提として、事業計画を策定しております。しかしながら、研究開発活動を中断せざるを得ない場合、研究開発に想定以上の開発コストがかかる場合、あるいは研究開発から想定どおりの成果が得られない場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスクについて

経営管理体制

a. 小規模組織であること

当社は小規模な組織であり、研究開発体制及び社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。このような限られた人材の中で、業務遂行上、取締役及び幹部社員が持つ専門知識・技術・経験に負う部分が大きいため、今後、当社の業務の拡大に応じた人員の増強や社内管理体制の充実等を図っていく方針であります。しかしながら、取締役及び幹部社員の退任・退職又は業務の拡大に応じた人員の増強、また研究機能や社内管理体制の充実等が図れない場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

b. 特定の人物への依存

当社の経営戦略、研究開発並びに事業開発等の事業推進については、当社代表取締役及び各部門の業務執行を担当する取締役に大きく依存しております。これらの人材は、業務に必要となる経験及びスキルを有し、さらに各部門の業務に精通しており、業務運営において重要な存在であります。

当社では、これら特定の人材に過度に依存しない経営体制を構築するため、組織体制の強化を図っておりますが、当面の間はこれら業務執行者への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状態において、これらの業務執行者の当社業務の継続が何らかの理由により困難となる場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

c. 人材の確保・育成等

当社の事業を組織的に推進していくためには、高度な専門的知識や技能、経験を有する人材の確保が不可欠であります。当社は、優秀な人材の確保とその育成に努めておりますが、このような人材の確保及び育成が計画どおりに進まない場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

社外取締役太田邦史について

東京大学大学院総合文化研究科教授である太田邦史は、当社の創薬基盤技術であるADLib[®]システム発明者の一人であり、平成17年2月に当社を設立した創業者の一人であります。当社においては、同氏が国立大学法人東京大学の兼業承認に伴い社外取締役(非常勤)に就任しております。

当社は、必要に応じて外部研究機関等との共同研究を行っており、その一つとして同氏が主宰する太田研究室をパートナーとした共同研究を行ってまいりました。技術開発における成果として次世代技術開発の特許出願をはじめ多くの実績があり、今後も共同研究を継続してまいります。当社としては、同氏との関係において、利益相反等の行為が発生しないように法規制等を遵守するとともに、当社の企業運営上において取引の健全性維持に十分留意しておりますが、何らかの理由により利益相反行為が行われた場合、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

過年度の経営成績

a. 社歴が浅いこと

当社は、平成17年2月に設立された社歴が浅い会社であることから、業績の期間比較を行うための十分な財務数値が得られておりません。従って、過年度の経営成績及び財政状態だけでは、今後の当社の業績を判断する材料としては十分な期間とは言えないと考えております。当社は、ADLib[®]システムを利用した事業展開のための技術開発及び医薬品開発のための研究開発活動を重点的に推進してきたことから、第1期から第9期まで当期純損失を計上しております。

b. マイナスの繰越利益剰余金の計上

当社は、創業時よりADLib[®]システムを利用した医薬品開発のための研究開発活動を重点的に推進してきたことから、多額の研究開発費用が先行して計上され、第1期から第9期まで当期純損失を計上しております。平成25年3月期(第9期)には、1,427,329千円の繰越利益剰余金を計上しております。当社は、早期の黒字化を目指しており、その後も安定的な利益計上による強固な財務基盤の確立を目指しておりますが、当社の事業が計画どおりに進展せず、当期純利益を計上できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金が計画どおりに解消できない可能性があります。

c. 税務上の繰越欠損金

平成25年3月期(第9期)には、1,335,588千円の繰越欠損金を計上しております。当社業績が事業計画を上回る水準で推移した場合、早期に繰越欠損金が解消されることとなり、課税所得の控除が受けられず、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計画よりも早い段階で計上されることになる可能性があります。

d. 資金調達

当社では、研究開発活動の進捗に伴い多額の研究開発費が先行して計上され、継続的な営業損失が生じており、今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社は、平成25年3月から実施の第三者割当により発行される新株予約権の一部について権利が行使され、平成25年3月末日時点で261,560千円を調達しております。

なお、当社は、複数の製薬企業等との提携による売上や第三者割当により発行される新株予約権の権利行使によるキャッシュイン、人件費や研究開発活動にかかるコスト等のキャッシュアウトを見込んだ資金計画を策定しておりますが、計画したタイミングあるいは計画した金額の入出金が発生せず、十分な運転資金を確保できない等の状況となる場合には、当社の事業継続に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策

当社は設立以来、当期純損失を計上しており、利益配当を実施しておりません。また、各研究分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。

しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来において安定的な収益の獲得が可能となる場合には、財政状態及び経営成績を考慮した上で、利益配当についても検討してまいります。

調達資金の使途

平成25年3月から実施の第三者割当増資により調達する資金の使途については、主として、リード抗体候補の分析、評価、非臨床試験及び初期臨床試験や製薬企業等との共同研究費等の研究開発資金、また事業拡大に伴う海外事業拠点、海外研究開発拠点の設立などに充当してまいります。しかしながら、調達した資金使途の全てが必ずしも当社の成長に寄与せず、期待どおりの収益を確保できない可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、当社の役員や従業員に対して新株予約権を付与しており、更に今後も優秀な人材の採用、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気の高揚、そして、当社の中長期的な企業価値の向上を図るために、ストック・オプションとして新株予約権を付与していくことを予定しております。今後、既存の新株予約権や将

来付与する新株予約権が権利行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成25年3月末日時点での新株予約権による潜在株式数は476,400株であり、発行済株式総数4,330,600株の11.00%に相当しております。

また、当社は平成25年2月15日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしました。これにより、新たに発行された当該新株予約権の総数は426,000株となり、平成25年5月1日時点ですべての権利行使が完了いたしました。その結果、1株当たりの株式価値は、平成25年2月15日時点の発行済株式総数に対し10.01%希薄化いたしました。

営業機密の漏洩

当社事業におけるサービスは、顧客である製薬企業から抗原の情報を預かる立場にあります。従いまして、当社は当社のすべての役員及び従業員との間において顧客情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、さらに退職後も個別に同契約を締結し、顧客情報を含む機密情報の漏洩の未然防止に努めております。また、抗原名をプロジェクトコード化した社内共通言語を用いた顧客情報管理を実施するとともに、顧客情報へのアクセス制限も行っております。しかしながら、万一顧客の情報が外部に漏洩した場合は、当社の信用低下を招き、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等の発生

当社は、埼玉県和光市（平成25年5月7日に東京都渋谷区へ移転）に研究所を設置しており、事業活動や研究開発活動に関わる設備及び人員が同研究所に集中しております。そのため、同研究所の周辺地域において、地震等の自然災害、大規模な事故、火災、テロ等が発生し、当社が保有する抗体ライブラリの滅失、研究所設備の損壊、各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生した場合、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は次のとおりであります。

(1) 基盤技術に関する特許ライセンス契約

相手方の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
独立行政法人理化学研究所	日本	平成24年12月25日	平成24年12月25日より 基盤特許の有効期間まで	ADLib [®] システムの基盤特許に関する実施権及び再実施権の当社による取得、及びその対価である予め定められた比率に基づくロイヤルティの当社による支払い

(2) アライアンス契約

相手方の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
中外製薬(株)	日本	平成20年11月1日	平成20年11月1日から 平成25年12月31日まで	ADLib [®] システムを利用した抗体作製に関する共同研究を実施
中外製薬(株)	日本	平成23年6月30日	平成23年7月1日から 平成26年12月31日まで	ADLib [®] システムを利用した抗体作製に関する委託研究を実施
Five Prime Therapeutics, Inc.	米国	平成23年10月28日	平成23年10月28日から 研究開発の進捗に応じて 両当事者が本契約終了に合意した日まで	ADLib [®] システムを利用した抗体作製に関する委託研究を実施
Chugai Pharmabody Research Pte. Ltd.	シンガポール	平成24年8月1日	非開示	効率的な抗体医薬品の開発に必要な研究材料の調整等の業務

(3) ライセンス契約

相手方の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
富士レビオ(株)	日本	平成22年9月30日	特許期間満了まで (ただし、共同研究開発は平成22年9月30日から平成25年9月29日まで)	ADLib [®] システムの非独占的実施許諾及び共同研究開発契約

6【研究開発活動】

当事業年度における研究開発費の金額は309,437千円であります。

当社は創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核として事業を展開しており、全ての保有資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、研究開発費を各報告セグメントへ配分しておりません。

当社の研究開発活動は、研究開発本部の抗体創薬課、リード創生課、探索推進課が担っております。抗体創薬課では主にADLib[®]システムの技術改良を担当し、リード創生課と探索推進課では主に提携企業との共同研究や受託研究を担当するとともに、抗体創薬課と連携を図りつつ基盤技術の改良を行っております。当社の研究開発活動の状況は、次のとおりであります。

(1) マウス-トリIgGキメラ抗体ライブラリの実用化

初期のキメラ抗体ライブラリと比較して、より多様化し高品質な80種を超えるライブラリを構築いたしました。創薬アライアンス事業及び自社リード抗体の開発を目的としたアカデミアとの共同研究における複数のプロジェクトにおいて、これらのキメラ抗体ライブラリが使用され、複数の抗原タンパクに対する抗体取得に成功いたしました。キメラ抗体ライブラリは、当社における抗体作製プラットフォームのスタンダードになりつつあります。

(2) 完全ヒトADLib[®]システムの構築

現在当社では、ニワトリのDT40細胞内にヒト抗体の遺伝子を導入することで、得られる抗体がトリ抗体(*49)ではなく最初からヒト抗体となる完全ヒト抗体ライブラリの構築に取り組んでおります。完全ヒトADLib[®]システムが完成した場合、今後の治療用抗体の開発に大きなインパクトを与えることになると考えております。

「抗体遺伝子座と偽遺伝子座(*50)の両方をヒトの遺伝子に変換し、相同組換え機能を備えた完全ヒト抗体ライブラリのプロトタイプの構築」について、開発当初は平成25年3月末までの完成を目標としておりましたが、プロトタイプの作製・選抜に関して開発当初よりも更に厳しい基準を設定し、慎重に開発を進めることでプロトタイプの有する抗体遺伝子の多様化能を実用化レベルに近づけるために、完成目標を平成25年6月末に変更いたしました。これまでの研究開発の成果といたしましては、「重鎖と軽鎖の両方を組み込んだ細胞において、重鎖・軽鎖ともに相同組換えが生じることを確認(再現性の確認)」し、更に「膜型、分泌型のヒトIgG抗体が発現していること」を確認しております。現在は、実用化完全ヒトADLib[®]システムの実現性を確実にするため、新たな遺伝子導入方法を採用し、より多様な抗体を発現するプロトタイプの完成に向けた研究開発を進めております。

(3) 機能性抗体(*51)の取得

横浜市立大学との共同研究を通じて獲得に成功した抗セマフォリン3A抗体については、キメラ抗体とヒト化抗体の両方において、LPS誘導性敗血症モデルマウスにおける薬効を確認いたしました。更に、薬効検証を続けた結果、LPS誘発後の抗体投与でも単剤で生存率を大幅に改善するなどの治療効果を示唆する成果が得られ、平成25年2月6日に特許出願を行いました。また並行して、国内外の製薬企業とのライセンスアウト契約の締結に向けた営業活動を本格的に実施しております。

その他、新たな治療用抗体の獲得を目指して、「国立がん研究センターとのがん特異的分子を標的とした抗体作製の共同研究」「東京大学・高橋研究室との新規抗体開発の共同研究」「静岡がんセンターとの新規がん特異的分子を標的とした共同研究」「がん研究会との共同研究」がそれぞれ順調に進行中です。こうした複数の大学や公的研究機関等との共同研究を通じて、新たな治療用抗体を獲得すべく開発を推進しております。

(4) 高親和性抗体の作製

ADLib[®]システムの技術的改良により、ライブラリ内におけるより多くの細胞から高親和性の抗体を単離するための研究開発を推進しております。「高親和性細胞の濃縮法の開発」「抗体スクリーニング(*52)系の改良による目的抗体の効率の単離法の開発」「次世代シーケンシング(*53)によるライブラリの多様性の解析に基づく高度に多様化したライブラリを選別するシステムの開発」等において、それぞれ進展が見られました。更にこれらを統合して、高親和性抗体を取得するための手法を確立するため、社内における開発候補ターゲットを題材として、複数回の抗体セレクションによる高親和性抗体の獲得方法の検討を実施してまいりました。その結果、今後の抗体作製に対しても汎用性のあるプロトコルの確立に成功いたしました。今後はこの抗体作製方法を治療用抗体開発のための一連の作業プロセスの中に組み込んでいくことで、抗体開発の効率化を図ってまいります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

会社の経営の基本方針

当社は、多様な抗体を迅速に創出して新規医薬品の開発につなげることにより、新しい治療法を必要とする患者さん及び御家族の方々のお役に立ちたいと願っています。治療法が確立されていない難治性や稀少疾患と、広域に流行する新興感染症は、いずれも人類にとって大きな脅威です。癌や免疫、アレルギー、さらには中枢系の疾患など多くの疾患に対して抗体医薬品が開発されていますが、患者さんによってはその抗体を処方できないことがあります。例えば、同じ肺がんでも患者さん個人でその原因が異なります。あるいは同じ抗体医薬品を投与しても患者さん毎に体内での分布や分解のスピードは異なります。個々の患者さん固有の疾患に対しては、本来であれば個々の患者さんにとって最適な治療が必要ですが、現在の医薬あるいは医療制度ではそれは適いません。また、新興感染症の爆発的な流行には、グローバルな素早い対応が求められます。当社は完全ヒト抗体を提示するADLib[®]システムを開発することにより、それぞれの患者さんにとって最適な抗体を迅速に提供することを可能にし、既存のどの方法でも為し得ない医療の実現に貢献することができると考えています。当社は、ADLib[®]システムの多様性や迅速性をもとに、これらの疾患の克服に向けて闘い、人類の健康に貢献してまいります。

事業展開の方針

創薬アライアンス事業並びに基盤技術ライセンス事業におきましては、抗体作製におけるこれまでの実績に加え、基盤技術の継続的な改良によるクライアントの期待を上回るパフォーマンスの提供により、連鎖的にアライアンス契約や技術ライセンス契約の獲得に結び付け、収益基盤の安定化を目指してまいります。リード抗体ライセンスアウト事業におきましては、自社での抗体医薬品の候補となる抗体作製のために研究開発活動を推進し、より一層の収益拡大を目指してまいります。

当社は、研究開発投資を継続しつつ、積極的に事業を展開していくことで、経営の安定化と企業価値の向上を図ってまいります。

事業展開に関する現状認識

a. 創薬アライアンス事業

創薬アライアンス事業におきましては、中外製薬から共同研究並びに委託研究におけるこれまでの成果を評価して頂きました結果、それぞれの契約期間が延長され、更に中外製薬の海外子会社であるCPRとの委託研究取引基本契約を新たに締結することができました。中外製薬以外の企業につきましては、GSKをはじめ、国内外の複数企業との間で締結した検証的契約に基づく研究により、ADLib[®]システムを用いた特異的抗体や機能性抗体の取得の実績が評価され、本格的なアライアンス契約の締結に向けた交渉を推進しております。

また、従来のIgM抗体ライブラリに加え、動物試験等に用いることのできるマウス-トリキメラ抗体を産生するIgGキメラ抗体ライブラリの多様性の向上及び品質の向上に取り組み、本ライブラリの実用化に成功することができました。本ライブラリを用いて、すでに複数の抗原タンパクに対する抗体を取得しております。検証的契約やアカデミアとの共同研究において、これらライブラリからクライアントのニーズに合った機能性のある抗体が短期間で効率的に取得できることを、次々と実証することにより、今後の本格的契約に結びつけていきたいと考えております。

b. リード抗体ライセンスアウト事業

リード抗体ライセンスアウト事業におきましては、横浜市立大学をはじめとして、国立がん研究センター、東京大学・高橋研、静岡がんセンター、がん研究会等、複数の大学や公的研究機関等との連携を強化し、治療用First in class抗体についての共同研究開発を推進しております。これにより、有望なターゲット抗原を入手することが可能となっております。特に横浜市立大学との共同研究を通じて作製に成功した抗セマフォリン3A抗体につきまして、LPSによる敗血症誘発後の抗体投与でも単剤で生存率を大幅に改善するとの治療薬として極めて有望な成績が得られましたので、平成25年2月に特許出願を行いました。また並行して、国内外の製薬企業とライセンスアウト契約の締結に向けた営業活動を本格的に実施しております。今後もクライアントニーズを満たすリード抗体の取得に向け、各種ライブラリの多様性及び品質の向上やセレクション方法の改良等を継続実施してまいります。

また、Biotechnolと共同研究開発契約を締結し、当社独自の創薬基盤技術であるADLib[®]システムとBiotechnolの技術(Tribody)との組み合わせによる付加価値の高い抗体医薬品の創製に取り組んでおります。今後もADLib[®]システムと相補的な技術を持つ企業との提携により、高付加価値のリード抗体の創製に積極的に取り組んでまいります。加えて、従来の技術では取得が困難であった抗原に対する抗体作製にも積極的に取り組んでおります。ADLib[®]システムの応用技術であるADLib[®] axCELLによって医薬品のターゲットとして注目されている抗原であるGPCRなど複数回膜貫通型タンパク質に対する抗体の取得にも海外企業との共同研究を通じて成功しております。今後も継続してADLib[®]システムの技術改良を行うことにより、クライアント候補先へADLib[®]システムの技術的優位性を積極的にアピールしてアライアンスの提案を行うとともに、新たな市場拡大に繋げていきたいと考えております。

c. 基盤技術ライセンス事業

基盤技術ライセンス事業におきましては、富士レピオとADLib[®]システム特許実施許諾及び共同研究開発契約を締結しており、同社において臨床検査・診断に用いる試薬の研究開発を目的にADLib[®]システムが順調に稼働中であり、その他、ADLib[®]システムに興味を持つ国内外の複数企業との間で技術評価のための検証試験の実施或いは技術ライセンス交渉を行っており、今後は抗体医薬品の研究開発を目的とする基盤技術ライセンス事業を積極的に進めてまいります。

また、当社の全ての事業に関連しますが、主たる研究開発の状況は下記の通りです。

現在、完全ヒトADLib[®]システムの構築を目的とした研究開発に取り組んでおります。ニワトリのDT40細胞内にヒト抗体の遺伝子を導入することで、得られる抗体がトリ抗体ではなく、最初からヒト抗体を取得できる完全ヒト抗体ライブラリの構築を目指しています。これまでの研究開発の成果といたしましては、「重鎖と軽鎖の両方のヒト遺伝子を組み込んだ細胞において、重鎖・軽鎖ともに相同組換えが生じることの確認」と、更に「膜型、分泌型のヒトIgG抗体が発現していることの確認」です。完全ヒトADLib[®]システムが完成した場合、今後の治療用抗体の開発に大きなインパクトを与えることが出来ると考えております。

更に、高親和性技術の開発に関しましては、ADLib[®]システムの技術的改良により、ライブラリ内におけるより多くの細胞から高親和性の抗体を単離するための研究開発を推進し、従来方法よりも更に親和性の高い抗体をより短期間に獲得する方法の確立並びに実用化に成功いたしました。

中長期的な会社の経営戦略

独自の創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核とした中長期的な事業シナリオは次のとおりです。

a. 自社治療用リード抗体の創出

当社は、抗体作製の基盤技術であるADLib[®]システムの特性を生かすべくFirst in Class抗体の作製に重点的に取り組んでおります。横浜市立大学と共同研究中の抗セマフォリン3A抗体の研究開発をはじめ、企業やアカデミアとの共同研究開発を推進し、継続して医薬品として有望な抗体を自社で作製し、国内外の製薬企業への早期導出を目指してまいります。更に、当社はこれまでの技術では抗体作製が難しい抗原に対する抗体取得の成功実績や困難抗原の取得を可能とするADLib[®] axCELLを含めたセレクション技術の向上等を武器にして、より多くの有用なリード抗体を創出してまいります。また、ADLib[®]システムの特性である抗体作製の迅速性は、長期化する研究開発期間を大幅に改善することで抗体医薬品の販売開始時期を早め、特許有効期限を最大化するなど、製薬企業に大きなメリットをもたらすものと考えております。

b. 技術開発と事業開発の連動

当社のような基盤技術型のバイオベンチャー企業の場合、技術の改良や新規開発が全ての事業に影響を与え、それぞれの事業が相互に影響しながら事業展開をしていきます。それゆえ、継続的に技術開発と事業開発との連動を図っていくことが非常に重要であると考えています。技術開発の進捗が事業開発活動とその成果に大きな影響を及ぼすため、技術開発の進捗、クライアントニーズ及び環境変化に対応した柔軟な事業展開を行っていく方針であります。現在開発中の完全ヒトADLib[®]システムの実用化が今後の治療用抗体の開発に大きなインパクトを与え、当社の契約規模拡大に寄与するとともに、当社のビジョンであるパンデミック感染症対応や究極のオーダーメイド医療の達成にも繋げていけるものと考えております。更に、ADLib[®]システムと相乗効果を持ち、抗体の機能性向上などに関わる技術を保有する企業との共同研究を進展させることで、より付加価値の高い抗体医薬品を創出することが可能になると考えております。

c. グローバル展開の加速

現在、当社では国内外の複数の製薬企業と共同研究契約及び技術アライアンス契約を締結しておりますが、今後欧米における事業開発機能を更に充実させ、また研究開発機能を新たに構築することによって、抗体創薬企業としての認知度をグローバルレベルに高めるとともに最先端の情報をより速く入手し、より優秀な人材を確保することが出来ると考えております。今後の事業展開や情報収集分野等を考慮した適切な地域にこうした機能拠点を設けることにより、当社と相互補完的な価値を持つ企業との戦略的アライアンスや共同研究契約の新規締結と基盤技術の導出を積極的に推進し、企業価値の増大を目指してまいります。

d. 創薬アライアンス事業や基盤技術ライセンス事業の規模拡大

国内外の製薬企業との共同研究契約の新規獲得並びに既存の製薬企業との契約規模拡大を目指します。新規契約の獲得に当たっては、既存の製薬企業との大型アライアンス締結に至る経緯と同様に、本格的契約に至る前段階としての検証的契約を取り入れ、より大規模な契約に繋げていくことを目指します。新規契約締結後は、クライアントのニーズに適合した抗体を作製し、更なる契約規模の拡大を目指します。更に、抗原パリエーションの潜在的なニーズも大きいことから、抗原パリエーションを先行させてリード抗体作製の事業展開を視野に入れた事業開発活動を行うことも検討しております。この事業では、抗体医薬品の製薬企業が自社の創薬活動で得られなかった全く新しい有用抗体を作製することを目的としており、他社で実施されている研究支援の受託事業を超えた探索・創薬機能を当社が受け持つというイメージです。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針

当社が今後も継続的に成長するためには、事業規模の拡大に合わせて適時に人員拡充を進めると同時に、組織体制の整備を進めていくことが重要であると認識しております。このため、特に研究者や事業開発担当者等について事業規模や必要な人材に応じた採用を適時に行うとともに、教育研修制度の拡充や内部管理体制の強化等の組織体制の整備を進めてまいります。このような取り組みにより、基盤技術の改良と革新に基づく事業展開を進めるとともに顧客からの信頼を向上させていく方針であります。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
*42	多重特異性抗体	1分子が複数の抗原結合部位を持つ多価抗体といい、複数の特異性をもつような抗体を多重特異性抗体（バイスペシフィック抗体）といいます。多重特異性抗体は、免疫診断薬や治療薬などに有用性があります。
*43 *44	軽鎖・重鎖	抗体の基本的な構造はY字の形をしており、アミノ酸が鎖のように繋がって出来た2本の「重鎖」（Heavy chain）と「軽鎖」（Light chain）から成り立っています。このうち分子量の大きいタンパク質を重鎖、分子量の小さいタンパク質を軽鎖といいます。
*45	プロトタイプ	実験的に少数作られるモデルのことです。
*46	抗体遺伝子	抗体遺伝子とは、抗体タンパク質の設計図となる遺伝子のことです。
*47	がん特異的分子	がんの原因となる物質のことをいいます。
*48	フェーズ・ゼロ	フェーズ・ゼロの目的は、新薬候補がヒトでも標的であるタンパク質と結合し、本当に目的とする作用が期待できるか否かを、ヒトで確かめることです。そのため、投薬量も限定されます。フェーズ・ゼロで標的との作用のPOC(Proof of Concept：コンセプト証明)が得られた新薬候補に限り、フェーズ1に進みます。
*49	トリ抗体	ニワトリの体内で作りだされる抗体と同じ構造をもったニワトリIgM抗体で、ニワトリの抗体を作り出すADLib [®] システムを使って取得した抗体を指します。
*50	偽遺伝子座	鳥類の抗体遺伝子においては、タンパク質をつくるための正しい抗体遺伝子に対して、多くの配列の異なる抗体遺伝子の断片があり、これを偽遺伝子座と呼びます。この偽遺伝子座の配列が相同組換えによって正しい遺伝子上にコピーされることで抗体遺伝子の多様化が起こります。
*51	機能性抗体	ターゲット抗原に結合することで何らかの生物学的作用・生理活性を示す抗体をいいます。抗体は、ターゲット抗原に結合するだけでは医薬品に必要な機能性を持っているとはいえ、ターゲット抗原の持つ機能を何らか修飾（中和、阻害、促進等）して初めて生理活性を発揮します。
*52	スクリーニング	目的とする抗体を選択し、必要のないものをふるいにかける、機能性や活性を示すものを探し出すことです。
*53	次世代シーケンシング	ゲノムの塩基配列解読に非常に貢献した従来型のSanger シーケンシング法を利用した蛍光キャピラリーシーケンサーである「第1世代シーケンサー」と対比して使われる用語で、高速に大量のDNA配列を低価格で決定する方法をいいます。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,084,814千円（前事業年度末は1,096,486千円）となり、前事業年度末と比較して11,672千円減少しました。この主な要因は、販売費及び一般管理費や固定資産の取得による支出等により、現金及び預金が24,550千円減少した一方で、未収消費税等が15,407千円増加したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は211,920千円（前事業年度末は169,380千円）となり、前事業年度末と比較して42,540千円増加しました。この主な要因は、本社及び研究所の移転に係る敷金の支払いにより敷金及び保証金が71,985千円増加した一方で、減価償却等により有形固定資産が28,231千円減少したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は238,028千円（前事業年度末は211,806千円）となり、前事業年度末と比較して26,222千円増加しました。この主な要因は、長期借入金の借り換え等に伴う1年内返済予定の長期借入金が31,247千円増加し、また、本社及び研究所に係る資産除去債務の見積り額の変更により資産除去債務が7,791千円増加した一方で、前事業年度における未払消費税等13,293千円が減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は20,812千円（前事業年度末は8,507千円）となり、前事業年度末と比較して12,304千円増加しました。この主な要因は、借入金の借り換え等により長期借入金が16,668千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は1,037,894千円（前事業年度末は1,045,552千円）となり、前事業年度末と比較して7,658千円減少しました。この主な要因は、当期純損失により利益剰余金が426,890千円減少した一方で、平成25年3月に発行した第7回新株予約権の発行により新株予約権が49,044千円増加し、同新株予約権の行使等に伴い資本金及び資本準備金の合計額が370,188千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

当事業年度において、売上高は、国内製薬企業とのアライアンス契約に基づく収益の計上により324,127千円となりました。

販売費及び一般管理費は、前年同期と比べ190,839千円増加し617,874千円となりました。販売費及び一般管理費について主なものとして、研究開発費が309,437千円、役員報酬が70,530千円、給与手当が65,991千円、支払報酬が61,172千円発生いたしました。

この結果、営業損失は413,160千円（前年同期比405,893千円増加）、経常損失は424,813千円（前年同期比381,908千円増加）、当期純損失は426,890千円（前年同期比382,473千円増加）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 経営戦略の現状と見通し

会社の経営の基本方針

当社は、多様な抗体を迅速に創出して新規医薬品の開発につなげることにより、新しい治療法を必要とする患者さん及び御家族の方々のお役に立ちたいと願っています。治療法が確立されていない難治性や稀少疾患と、広域に流行する新興感染症は、いずれも人類にとって大きな脅威です。癌や免疫、アレルギー、さらには中枢系の疾患など多くの疾患に対して抗体医薬品が開発されていますが、患者さんによってはその抗体を処方できないことがあります。例えば、同じ肺がんでも患者さん個人でその原因が異なります。あるいは同じ抗体医薬品を投与しても患者さん毎に体内での分布や分解のスピードは異なります。個々の患者さん固有の疾患に対しては、本来であれば個々の患者さんにとって最適な治療が必要ですが、現在の医薬あるいは医療制度ではそれは適いません。また、新興感染症の爆発的な流行には、グローバルな素早い対応が求められます。当社は完全ヒト抗体を提示するADLib[®]システムを開発することにより、それぞれの患者さんにとって最適な抗体を迅速に提供することを可能にし、既存のどの方法でも為し得ない医療の実現に貢献することができると考えています。当社は、ADLib[®]システムの多様性や迅速性をもとに、これらの疾患の克服に向けて闘い、人類の健康に貢献してまいります。

事業展開の方針

創薬アライアンス事業並びに基盤技術ライセンス事業におきましては、抗体作製におけるこれまでの実績に加え、基盤技術の継続的な改良によるクライアントの期待を上回るパフォーマンスの提供により、連鎖的にアライアンス契約や技術ライセンス契約の獲得に結び付け、収益基盤の安定化を目指してまいります。リード抗体ライセンスアウト事業におきましては、自社での抗体医薬品の候補となる抗体作製のために研究開発活動を推進し、より一層の収益拡大を目指してまいります。

当社は、研究開発投資を継続しつつ、積極的に事業を展開していくことで、経営の安定化と企業価値の向上を図ってまいります。

事業展開に関する現状認識

a. 創薬アライアンス事業

創薬アライアンス事業におきましては、中外製薬から共同研究並びに委託研究におけるこれまでの成果を評価して頂きました結果、それぞれの契約期間が延長され、更に中外製薬の海外子会社であるCPRとの委託研究取引基本契約を新たに締結することができました。中外製薬以外の企業につきましては、GSKをはじめ、国内外の複数企業との間で締結した検証的契約に基づく研究により、ADLib[®]システムを用いた特異的抗体や機能性抗体の取得の実績が評価され、本格的なアライアンス契約の締結に向けた交渉を推進しております。

また、従来のIgM抗体ライブラリに加え、動物試験等に用いることのできるマウス-トリキメラ抗体を産生するIgGキメラ抗体ライブラリの多様性の向上及び品質の向上に取り組み、本ライブラリの実用化に成功することができました。本ライブラリを用いて、すでに複数の抗原タンパクに対する抗体を取得しております。検証的契約やアカデミアとの共同研究において、これらライブラリからクライアントのニーズに合った機能性のある抗体が短期間で効率的に取得できることを、次々と実証することにより、今後の本格的契約に結びつけていきたいと考えております。

b. リード抗体ライセンスアウト事業

リード抗体ライセンスアウト事業におきましては、横浜市立大学をはじめとして、国立がん研究センター、東京大学・高橋研、静岡がんセンター、がん研究会等、複数の大学や公的研究機関等との連携を強化し、治療用First in class抗体についての共同研究開発を推進しております。これにより、有望なターゲット抗原を入手することが可能となっております。特に横浜市立大学との共同研究を通じて作製に成功した抗セマフォリン3A抗体につきまして、LPSによる敗血症誘発後の抗体投与でも単剤で生存率を大幅に改善するとの治療薬として極めて有望な成績が得られましたので、平成25年2月に特許出願を行いました。また並行して、国内外の製薬企業とライセンスアウト契約の締結に向けた営業活動を本格的に実施しております。今後もクライアントニーズを満たすリード抗体の取得に向け、各種ライブラリの多様性及び品質の向上やセレクション方法の改良等を継続実施してまいります。

また、Biotechnolと共同研究開発契約を締結し、当社独自の創薬基盤技術であるADLib[®]システムとBiotechnolの技術(Tribody)との組み合わせによる付加価値の高い抗体医薬品の創製に取り組んでおります。今後もADLib[®]システムと相補的な技術を持つ企業との提携により、高付加価値のリード抗体の創製に積極的に取り組んでまいります。加えて、従来の技術では取得が困難であった抗原に対する抗体作製に

も積極的に取り組んでおります。ADLib[®]システムの応用技術であるADLib[®] axCELLによって医薬品のターゲットとして注目されている抗原であるGPCRなど複数回膜貫通型タンパク質に対する抗体の取得にも海外企業との共同研究を通じて成功しております。今後も継続してADLib[®]システムの技術改良を行うことにより、クライアント候補先へADLib[®]システムの技術的優位性を積極的にアピールしてアライアンスの提案を行うとともに、新たな市場拡大に繋げていきたいと考えております。

c. 基盤技術ライセンス事業

基盤技術ライセンス事業におきましては、富士レビオとADLib[®]システム特許実施許諾及び共同研究開発契約を締結しており、同社において臨床検査・診断に用いる試薬の研究開発を目的にADLib[®]システムが順調に稼働中であり、その他、ADLib[®]システムに興味を持つ国内外の複数企業との間で技術評価のための検証試験の実施或いは技術ライセンス交渉を行っており、今後は抗体医薬品の研究開発を目的とする基盤技術ライセンス事業を積極的に進めてまいります。

また、当社の全ての事業に関連しますが、主たる研究開発の状況は下記の通りです。

現在、完全ヒトADLib[®]システムの構築を目的とした研究開発に取り組んでおります。ニワトリのDT40細胞内にヒト抗体の遺伝子を導入することで、得られる抗体がトリ抗体ではなく、最初からヒト抗体を取得できる完全ヒト抗体ライブラリの構築を目指しています。これまでの研究開発の成果といたしましては、「重鎖と軽鎖の両方のヒト遺伝子を組み込んだ細胞において、重鎖・軽鎖ともに相同組換えが生じることの確認」と、更に「膜型、分泌型のヒトIgG抗体が発現していることの確認」です。完全ヒトADLib[®]システムが完成した場合、今後の治療用抗体の開発に大きなインパクトを与えることが出来ると考えております。

更に、高親和性技術の開発に関しましては、ADLib[®]システムの技術的改良により、ライブラリ内におけるより多くの細胞から高親和性の抗体を単離するための研究開発を推進し、従来方法よりも更に親和性の高い抗体をより短期間に獲得する方法の確立並びに実用化に成功いたしました。

中長期的な会社の経営戦略

独自の創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核とした中長期的な事業シナリオは次のとおりです。

a. 自社治療用リード抗体の創出

当社は、抗体作製の基盤技術であるADLib[®]システムの特性を生かすべくFirst in Class抗体の作製に重点的に取り組んでおります。横浜市立大学と共同研究中の抗セマフォリン3A抗体の研究開発をはじめ、企業やアカデミアとの共同研究開発を推進し、継続して医薬品として有望な抗体を自社で作製し、国内外の製薬企業への早期導出を目指してまいります。更に、当社はこれまでの技術では抗体作製が難しい抗原に対する抗体取得の成功実績や困難抗原の取得を可能とするADLib[®] axCELLを含めたセレクション技術の向上等を武器にして、より多くの有用なリード抗体を創出してまいります。また、ADLib[®]システムの特性である抗体作製の迅速性は、長期化する研究開発期間を大幅に改善することで抗体医薬品の販売開始時期を早め、特許有効期限を最大化するなど、製薬企業に大きなメリットをもたらすものと考えております。

b. 技術開発と事業開発の連動

当社のような基盤技術型のバイオベンチャー企業の場合、技術の改良や新規開発が全ての事業に影響を与え、それぞれの事業が相互に影響しながら事業展開をしていきます。それゆえ、継続的に技術開発と事業開発との連動を図っていくことが非常に重要であると考えています。技術開発の進捗が事業開発活動とその成果に大きな影響を及ぼすため、技術開発の進捗、クライアントニーズ及び環境変化に対応した柔軟な事業展開を行っていく方針であります。現在開発中の完全ヒトADLib[®]システムの実用化が今後の治療用抗体の開発に大きなインパクトを与え、当社の契約規模拡大に寄与するとともに、当社のビジョンであるパンデミック感染症対応や究極のオーダーメイド医療の達成にも繋げていけるものと考えております。更に、ADLib[®]システムと相乗効果を持ち、抗体の機能性向上などに関わる技術を保有する企業との共同研究を進展させることで、より付加価値の高い抗体医薬品を創出することが可能になると考えております。

c. グローバル展開の加速

現在、当社では国内外の複数の製薬企業と共同研究契約及び技術アライアンス契約を締結しておりますが、今後欧米における事業開発機能を更に充実させ、また研究開発機能を新たに構築することによって、抗体創薬企業としての認知度をグローバルレベルに高めるとともに最先端の情報をより速く入手し、より優秀な人材を確保することが出来ると考えております。今後の事業展開や情報収集分野等を考慮した適切な地域にこうした機能拠点を設けることにより、当社と相互補完的な価値を持つ企業との戦略的アライアンスや共同研究契約の新規締結と基盤技術の導出を積極的に推進し、企業価値の増大を目指してまいります。

d. 創薬アライアンス事業や基盤技術ライセンス事業の規模拡大

国内外の製薬企業との共同研究契約の新規獲得並びに既存の製薬企業との契約規模拡大を目指します。新規契約の獲得に当たっては、既存の製薬企業との大型アライアンス締結に至る経緯と同様に、本格的契

約に至る前段階としての検証的契約を取り入れ、より大規模な契約に繋げていくことを目指します。新規契約締結後は、クライアントのニーズに適合した抗体を作製し、更なる契約規模の拡大を目指します。更に、抗原バリデーションの潜在的なニーズも大きいことから、抗原バリデーションを先行させてリード抗体作製への事業展開を視野に入れた事業開発活動を行うことも検討しております。この事業では、抗体医薬品の製薬企業が自社の創薬活動で得られなかった全く新しい有用抗体を作製することを目的としており、他社で実施されている研究支援的受託事業を超えた探索・創薬機能を当社が受け持つというイメージです。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針

当社が今後も継続的に成長するためには、事業規模の拡大に合わせて適時に人員拡充を進めると同時に、組織体制の整備を進めていくことが重要であると認識しております。このため、研究者や事業開発担当者等について事業規模や必要な人材に応じた採用を適時に行うとともに、教育研修制度の拡充や内部管理体制の強化等の組織体制の整備を進めてまいります。このような取り組みにより、基盤技術の改良と革新に基づく事業展開を進めるとともに顧客からの信頼を向上させていく方針であります。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
*48	大規模セクション方法	従来のADLib [®] システムでは、ライブラリから特定の抗体産生細胞クローンを釣り上げるセクションにおいて1億個のDT40細胞を使用しておりましたが、これを大規模化し、10～100倍の数のDT40細胞からのセクションを行うことで、セクションの感度とスピードの向上を図るための開発を行いました。
*49	抗原バリデーション	抗原が抗体による治療のターゲットとして相応しいものかを、様々な検討により明らかにすることをいいます。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、生産設備の増強、研究開発機能の充実・強化等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は22,830千円であり、その主なものは研究機器等であります。

2【主要な設備の状況】

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)	
			建物附属 設備 (千円)	機械装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	特許権 (千円)	ソフト ウェア (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都新宿区)	-	本社設備等	1,056	-	943	7,008	1,317	10,325	10〔2〕
和光研究所 (埼玉県和光市)	創薬アライア ンス事業	研究設備等	2,105	105,829	7,359	-	739	116,033	21〔13〕
	リード抗体ライ センスアウト事 業								
	基盤技術ライセ ンス事業								

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であります。従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(人材会社からの派遣社員を含んでおります)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	建物賃借 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
本社(東京都新宿区)	-	管理業務施設	171.92	9,362
和光研究所(埼玉県和光市)	創薬アライアンス事業	研究施設	557.40	25,416
	リード抗体ライセンスアウト事業			
	基盤技術ライセンス事業			
本社及び研究所 (東京都渋谷区) (注) 1	-	管理業務施設	1,399.92	6,639
	創薬アライアンス事業	研究施設		
	リード抗体ライセンスアウト事業			
	基盤技術ライセンス事業			

(注) 1. 当該設備は、本社及び研究所移転に伴い平成25年3月より賃貸契約を結んでおります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額(注)1		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社及び研究所 (東京都渋谷区) (注)2	-	本社及び 研究設備等	144,000	-	自己資金	平成25年 4月	平成25年 5月	(注)3
	創薬アライア ンス事業							
	リード抗体ライ センスアウト事 業							
	基盤技術ライセ ンス事業							
本社及び研究所 (東京都渋谷区)	-	研究設備等	112,000	-	自己資金	平成25年 4月	平成26年 3月	(注)3
	創薬アライア ンス事業							
	リード抗体ライ センスアウト事 業							
	基盤技術ライセ ンス事業							

(注)1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 本社及び研究所移転に伴う研究機器等の設備投資計画であります。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,536,000
計	16,536,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,330,600	4,735,600	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株 であります。
計	4,330,600	4,735,600	-	-

(注) 1. 新株予約権の行使により提出日現在の発行済株式が405,000株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成17年3月31日臨時株主総会特別決議(平成17年4月1日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	60	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	12,000(注)1、2、4	12,000(注)1、2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25(注)3、4	25(注)3、4
新株予約権の行使期間	自平成19年4月1日 至平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25 資本組入額 12.5 (注)4	発行価格 25 資本組入額 12.5 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても当社または子会社の取締役もしくは従業員または顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会の決議により特に相続が認められた場合はこの限りではない。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記の他、割当日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で目的となる株式数を調整します。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当該時点における当社の株式の価額(以下「新規発行前の株価」という)を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、払込金額は次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 . 平成23年10月4日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年10月20日付で1株につき100株の割合で株式分割し、また、平成24年3月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

第3回新株予約権 平成18年12月27日臨時株主総会決議（平成18年12月27日取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（個）	35（注）1	35（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 （株）	7,000（注）2、3、7	7,000（注）2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）4、7	500（注）4、7
新株予約権の行使期間	自平成20年12月28日 至平成28年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額（円）	発行価格 500 資本組入額 250 （注）7	発行価格 500 資本組入額 250 （注）7
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は権利 行使時においても当社または子会社の 取締役もしくは従業員または顧問の地 位にあることを要す。ただし、取締役会 の決議により特に相続が認められた場 合はこの限りではない。 また、当社の普通株式が上場されてい ることを要す。その他の条件は新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取 締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅 する場合に限る。）、吸収分割、新設分 割、株式交換又は株式移転（以上を総 称して以下、「組織再編行為」とい う。）をする場合において、組織再編行 為の効力発生の直前の時点において残 存する本件新株予約権（以下、「残存 新株予約権」という。）の新株予約権 者に対し、それぞれの場合につき、会社 法第236条第1項第8号のイからホま でに掲げる株式会社（以下、「再編対 象会社」という。）の新株予約権を以 下の条件に基づきそれぞれ交付するこ ととする。この場合においては、残存新 株予約権は消滅し、再編対象会社は新 株予約権を新たに発行するものとし る。但し、以下の条件に沿って再編対 象会社の新株予約権を交付する旨を、吸 収合併契約、新設合併契約、吸収分割 契約、新設分割計画、株式交換契約又 は株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

第3回新株予約権 平成18年12月27日臨時株主総会決議（平成18年12月27日取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の数」欄（注）3に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>（注）5に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得条項</p> <p>（注）6に準じて決定する。</p>	

（注）1．退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を除外しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

上記の他、割当日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で目的となる株式数を調整します。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当該時点における当社の株式の価額（以下「新規発行前の株価」という）を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）、払込金額は次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
6. 新株予約権の取得条項
- (1) 被付与者が、新株予約権の行使をする前に、新株予約権の行使の条件により新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当該被付与者の有する未行使の新株予約権全部を無償で取得することができます。
 - (2) 当社は、当社取締役会が特に必要と認めた場合、当社取締役会が取得日として別途定める日に、いつでも未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。未行使の新株予約権の一部を取得する場合には、当社代表取締役は抽選、按分比例その他の合理的な方法により当該一部の決定を行うものとします。
 - (3) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされたとき）は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
7. 平成23年10月4日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年10月20日付で1株につき100株の割合で株式分割し、また、平成24年3月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

第4回新株予約権 平成21年1月14日臨時株主総会決議(平成21年1月14日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	7(注)1	7(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,400(注)2、3、7	1,400(注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)4、7	500(注)4、7
新株予約権の行使期間	自平成23年1月15日 至平成31年1月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注)7	発行価格 500 資本組入額 250 (注)7
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は権利 行使時においても当社または子会社の 取締役もしくは従業員または顧問の地 位にあることを要す。ただし、取締役会 の決議により特に相続が認められた場 合はこの限りではない。 また、当社の普通株式が上場されてい ることを要す。その他の条件は新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取 締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅 する場合に限る。)、吸収分割、新設分 割、株式交換又は株式移転(以上を総 称して以下、「組織再編行為」とい う。)をする場合において、組織再編行 為の効力発生の直前の時点において残 存する本件新株予約権(以下、「残存 新株予約権」という。)の新株予約権 者に対し、それぞれの場合につき、会 社法第236条第1項第8号のイからホま でに掲げる株式会社(以下、「再編対 象会社」という。)の新株予約権を以 下の条件に基づきそれぞれ交付するこ ととする。この場合においては、残存新 株予約権は消滅し、再編対象会社は新 株予約権を新たに発行するものとし る。但し、以下の条件に沿って再編対 象会社の新株予約権を交付する旨を、吸 収合併契約、新設合併契約、吸収分割 契約、新設分割計画、株式交換契約又 は株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

第4回新株予約権 平成21年1月14日臨時株主総会決議（平成21年1月14日取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の数」欄（注）3に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>（注）5に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得条項</p> <p>（注）6に準じて決定する。</p>	

（注）1．退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を除外しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記の他、割当日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で目的となる株式数を調整します。

4．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当該時点における当社の株式の価額（以下「新規発行前の株価」という）を下回る価額で、新株の発行又は

自己株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）、払込金額は次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 新株予約権の取得条項

- (1) 被付与者が、新株予約権の行使をする前に、新株予約権の行使の条件により新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当該被付与者の有する未行使の新株予約権全部を無償で取得することができます。
- (2) 当社は、当社取締役会が特に必要と認めた場合、当社取締役会が取得日として別途定める日に、いつでも未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。未行使の新株予約権の一部を取得する場合には、当社代表取締役は抽選、按分比例その他の合理的な方法により当該一部の決定を行うものとします。
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされたとき）は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

7. 平成23年10月4日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年10月20日付で1株につき100株の割合で株式分割し、また、平成24年3月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

第5回新株予約権 平成22年3月17日臨時株主総会決議(平成22年3月17日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,238(注)1	2,223(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	447,600(注)2、3、7	444,600(注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750(注)4、7	750(注)4、7
新株予約権の行使期間	自平成24年4月1日 至平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 750 資本組入額 375 (注)7	発行価格 750 資本組入額 375 (注)7
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は権利 行使時においても当社または子会社の 取締役もしくは従業員または顧問の地 位にあることを要す。ただし、取締役会 の決議により特に相続が認められた場 合はこの限りではない。 また、当社の普通株式が上場されてい ることを要す。その他の条件は新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取 締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅 する場合に限る。)、吸収分割、新設分 割、株式交換又は株式移転(以上を総 称して以下、「組織再編行為」とい う。)をする場合において、組織再編行 為の効力発生の直前の時点において残 存する本件新株予約権(以下、「残存 新株予約権」という。)の新株予約権 者に対し、それぞれの場合につき、会 社法第236条第1項第8号のイからホま でに掲げる株式会社(以下、「再編対 象会社」という。)の新株予約権を以 下の条件に基づきそれぞれ交付するこ ととする。この場合においては、残存新 株予約権は消滅し、再編対象会社は新 株予約権を新たに発行するものとし る。但し、以下の条件に沿って再編対 象会社の新株予約権を交付する旨を、吸 収合併契約、新設合併契約、吸収分割 契約、新設分割計画、株式交換契約又 は株式移転計画において定めた場合に 限るものとする。	同左

第5回新株予約権 平成22年3月17日臨時株主総会決議（平成22年3月17日取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の数」欄（注）3に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>（注）5に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得条項</p> <p>（注）6に準じて決定する。</p>	

（注）1．退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を除外しております。また、行使請求に伴う新株式3,000株の発行により、本書提出日の前月末現在の新株予約権の個数は上記のとおりとなっております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記の他、割当日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で目的となる株式数を調整します。

4．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当該時点における当社の株式の価額（以下「新規発行前の株価」という）を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）、払込金額は次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 新株予約権の取得条項

- (1) 被付与者が、新株予約権の行使をする前に、新株予約権の行使の条件により新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当該被付与者の有する未行使の新株予約権全部を無償で取得することができます。
- (2) 当社は、当社取締役会が特に必要と認めた場合、当社取締役会が取得日として別途定める日に、いつでも未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。未行使の新株予約権の一部を取得する場合には、当社代表取締役は抽選、按分比例その他の合理的な方法により当該一部の決定を行うものとします。
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされたとき）は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

7. 平成23年10月4日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年10月20日付で1株につき100株の割合で株式分割し、また、平成24年3月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

第6回新株予約権 平成22年11月15日臨時株主総会決議（平成22年11月15日取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（個）	42（注1）	42（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 （株）	8,400（注）2、3、7	8,400（注）2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	750（注）4、7	750（注）4、7
新株予約権の行使期間	自平成24年12月10日 至平成32年12月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額（円）	発行価格 750 資本組入額 375 （注）7	発行価格 750 資本組入額 375 （注）7
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は権利 行使時においても当社または子会社の 取締役もしくは従業員または顧問の地 位にあることを要す。ただし、取締役会 の決議により特に相続が認められた場 合はこの限りではない。 また、当社の普通株式が上場されてい ることを要す。その他の条件は新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取 締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅 する場合に限る。）、吸収分割、新設分 割、株式交換又は株式移転（以上を総 称して以下、「組織再編行為」とい う。）をする場合において、組織再編行 為の効力発生の直前の時点において残 存する本件新株予約権（以下、「残存 新株予約権」という。）の新株予約権 者に対し、それぞれの場合につき、会 社法第236条第1項第8号のイからホま でに掲げる株式会社（以下、「再編対 象会社」という。）の新株予約権を以 下の条件に基づきそれぞれ交付するこ ととする。この場合においては、残存新 株予約権は消滅し、再編対象会社は新 株予約権を新たに発行するものとし る。但し、以下の条件に沿って再編対 象会社の新株予約権を交付する旨を、吸 収合併契約、新設合併契約、吸収分割 契約、新設分割計画、株式交換契約又 は株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

第6回新株予約権 平成22年11月15日臨時株主総会決議（平成22年11月15日取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の数」欄（注）3に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>（注）5に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得条項</p> <p>（注）6に準じて決定する。</p>	

（注）1．退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を除外しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

上記の他、割当日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で目的となる株式数を調整します。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当該時点における当社の株式の価額（以下「新規発行前の株価」という）を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）、払込金額は次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
6. 新株予約権の取得条項
- (1) 被付与者が、新株予約権の行使をする前に、新株予約権の行使の条件により新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当該被付与者の有する未行使の新株予約権全部を無償で取得することができます。
 - (2) 当社は、当社取締役会が特に必要と認めた場合、当社取締役会が取得日として別途定める日に、いつでも未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。未行使の新株予約権の一部を取得する場合には、当社代表取締役は抽選、按分比例その他の合理的な方法により当該一部の決定を行うものとします。
 - (3) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされたとき）は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
7. 平成23年10月4日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年10月20日付で1株につき100株の割合で株式分割し、また、平成24年3月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

第7回新株予約権 平成25年2月15日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	402	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	402,000(注)2	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>当初の行使価額11,730円</p> <p>本新株予約権の発行後、平成25年3月11日を初回として、毎週月曜日(以下「修正日」という。)に、前週の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の売買高加重平均価格(前週の総売買代金を前週の総出来高で除した金額をいい、出来高がない場合には、その直前において出来高のある週の総売買代金を当該週の総出来高で除した金額をいう。)の92%に修正される(1円未満の端数を切り上げる。以下「修正後行使価額」といい、注3の規定を準用して調整される。)、修正後行使価額は、当該修正日から適用される。</p> <p>本項の規定にかかわらず、修正後行使価額が当初行使価額の50%である5,865円(以下「下限行使価額」といい、注3の規定を準用して調整される。)を下回る場合は、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が当初行使価額の150%である17,595円(以下「上限行使価額」といい、注3の規定を準用して調整される。)を上回る場合は、修正後行使価額は上限行使価額とする。</p> <p>行使価額の修正が行われる場合、当社は、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p>	-
新株予約権の行使期間	自平成25年3月4日 至平成27年3月3日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	<p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>	-

第7回新株予約権 平成25年2月15日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社普通株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%以上となる場合、当該10%以上の部分に係る新株予約権の行使はできない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>本新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできない。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。	-
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p>	-

第7回新株予約権 平成25年2月15日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>	

(注) 1. 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 新株予約権1個につき、目的となる株式の数は1,000株である。但し、2(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が注3の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる注3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、注3(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(2) から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには(2) から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 本新株予約権の特質は以下のとおりです。
- (1) 行使指示
- 割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができるが、割当契約により、当社は、割当日以降、毎営業日において、前営業日（終値が無い場合は、直前営業日とします。）におけるマザーズ終値が下限行使価額を上回る場合には、本新株予約権を1個行使するよう指示することができる。
- (2) 取得条項
- 本新株予約権の割当日から1ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
5. 株券の売買に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決め事項
- 該当事項はありません。
6. 当社の株券の賃借に関する事項についての本新株予約権の所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決め
- 当社は、割当先との間で、以下について合意しております。
- 本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である藤原正明は、平成25年2月12日から平成27年3月3日までの期間においてその保有する当社普通株式80,000株について割当先への貸株を行う。
- 割当先は、借り受ける当社普通株式の利用目的を、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る。
- なお、平成25年5月1日に全ての新株予約権の行使が完了したことにより、本株券賃借に関する契約は、既に効力を失っております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで)	第9期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	24	24
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	24,000	24,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	10,898.3	10,898.3
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	261,560	261,560
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	24	24
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	24,000	24,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	10,898.3	10,898.3
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	261,560	261,560

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年3月30日 (注)1	普通株式	普通株式	37,500	554,500	37,500	544,500
	-	2,000				
	A種優先株式	A種優先株式				
	-	1,880				
	B種優先株式	B種優先株式				
	-	3,000				
C種優先株式	C種優先株式					
-	6,200					
D種優先株式	D種優先株式					
500	500					
平成22年12月21日 (注)2	普通株式	普通株式	162,525	717,025	162,525	707,025
	-	2,000				
	A種優先株式	A種優先株式				
	-	1,880				
	B種優先株式	B種優先株式				
	-	3,000				
C種優先株式	C種優先株式					
-	6,200					
D種優先株式	D種優先株式					
-	500					
E種優先株式	E種優先株式					
2,167	2,167					

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年3月15日 (注)3	普通株式 - A種優先株式 - B種優先株式 - C種優先株式 - D種優先株式 - E種優先株式 833	普通株式 2,000 A種優先株式 1,880 B種優先株式 3,000 C種優先株式 6,200 D種優先株式 500 E種優先株式 3,000	62,475	779,500	62,475	769,500
平成23年8月31日 (注)4	普通株式 2,000 A種優先株式 - B種優先株式 - C種優先株式 - D種優先株式 - E種優先株式 -	普通株式 4,000 A種優先株式 1,880 B種優先株式 3,000 C種優先株式 6,200 D種優先株式 500 E種優先株式 3,000	5,000	784,500	5,000	774,500
平成23年9月27日 (注)5	普通株式 14,580	普通株式 18,580 A種優先株式 1,880 B種優先株式 3,000 C種優先株式 6,200 D種優先株式 500 E種優先株式 3,000	-	784,500	-	774,500
平成23年9月27日 (注)5	A種優先株式 1,880 B種優先株式 3,000 C種優先株式 6,200 D種優先株式 500 E種優先株式 3,000	普通株式 18,580	-	784,500	-	774,500
平成23年10月20日 (注)6	普通株式 1,839,420	普通株式 1,858,000	-	784,500	-	774,500
平成23年12月19日 (注)7	普通株式 188,000	普通株式 2,046,000	233,496	1,017,996	233,496	1,007,996

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年12月21日 (注) 8	普通株式 20,000	普通株式 2,066,000	10,000	1,027,996	10,000	1,017,996
平成24年4月1日 (注) 9	普通株式 2,066,000	普通株式 4,132,000	-	1,027,996	-	1,017,996
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注) 10	普通株式 198,600	普通株式 4,330,600	185,094	1,213,090	185,094	1,203,090

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 150,000円
資本組入額 75,000円
割当先 富士レビオ株

2. 有償第三者割当

発行価格 150,000円
資本組入額 75,000円
割当先 MSIVC2008V投資事業有限責任組合、アイ・シグマ東京ベンチャー1号投資事業有限責任組合、安田企業投資4号投資事業有限責任組合、埼玉りそなVファンド2号投資事業組合、みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合、エイチシー5号投資事業組合

3. 有償第三者割当

発行価格 150,000円
資本組入額 75,000円
割当先 KSP3号投資事業有限責任組合、みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合

4. 第1回新株予約権の行使によるものであります。

発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円

5. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を普通株式へ転換(1:1)し、それに伴い取得した自己株式(A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式)のすべてを消却したことによるものであります。

6. 株式分割(1:100)によるものであります。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式)によるものであります。

発行価格 2,700円
引受価額 2,484円
資本組入額 1,242円
払込金総額 466,992千円

8. 第3回及び第4回新株予約権の行使による増加であります。

9. 平成24年4月1日付をもって1株につき2株の割合で株式分割し、発行済株式総数が2,066,000株増加しております。

10. 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が198,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ185,094千円増加しております。

11. 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が405,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,757,180千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	17	59	30	11	5,751	5,872	-
所有株式数(単元)	-	731	3,550	2,750	1,175	68	34,989	43,263	4,300
所有株式数の割合(%)	-	1.68	8.20	6.35	2.71	0.15	80.87	100	-

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
藤原 正明	東京都港区	272,600	6.29
太田 邦史	東京都板橋区	240,000	5.54
佐々木 桂一	東京都渋谷区	189,000	4.36
雨堤 正博	埼玉県蕨市	131,000	3.02
ファストトラックイニシアティブ1号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷四丁目1番4号	125,000	2.88
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4	123,400	2.84
瀬尾 秀宗	東京都世田谷区	122,600	2.83
富士レピオ株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	100,000	2.30
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	84,200	1.94
中村 直人	東京都渋谷区	79,700	1.84
計	-	1,467,500	33.88

(注) 前事業年度末において主要株主であったファストトラックイニシアティブ1号投資事業有限責任組合は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,326,300	43,263	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 4,300	-	-
発行済株式総数	4,330,600	-	-
総株主の議決権	-	43,263	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月31日の臨時株主総会において特別決議され、また平成17年4月1日の取締役会において決議されたものであります。

(第1回新株予約権)

決議年月日	平成17年3月31日及び平成17年4月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員1名 その他個人1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の新株予約権の行使により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、その他個人1名であります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年12月27日の臨時株主総会において特別決議され、また平成18年12月27日の取締役会において決議されたものであります。

(第3回新株予約権)

決議年月日	平成18年12月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成21年1月14日の臨時株主総会において特別決議され、また平成21年1月14日の取締役会において決議されたものであります。

(第4回新株予約権)

決議年月日	平成21年1月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2名であります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年3月17日の臨時株主総会において特別決議され、また平成22年3月17日の取締役会において決議されたものであります。

(第5回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員12名であります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年11月15日の臨時株主総会において特別決議され、また平成22年11月15日の取締役会において決議されたものであります。

(第6回新株予約権)

決議年月日	平成22年11月15日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)付与対象者の退職等により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3名であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は設立以来、当期純損失を計上しており、利益配当を実施しておりません。また、各研究分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。

しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来において安定的な収益の獲得が可能となる場合には、財政状態及び経営成績を考慮した上で、利益配当についても検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	-	-	-	2,760 1,085	21,280
最低(円)	-	-	-	1,805 980	831

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成23年12月20日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成24年4月1日をもって1株につき2株の割合で分割)による権利落ち後の株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	2,381	4,500	10,850	21,280	17,340	12,830
最低(円)	1,195	1,916	3,240	8,840	5,910	8,270

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	藤原 正明	昭和36年8月28日	昭和62年4月 中外製薬(株) 入社 平成12年12月 プライスウォーターハウスコーパース コンサルタント(株) (現日本アイビーエム 株) シニアコンサルタント 平成15年7月 クインタイルズ・トランスナショナル・ ジャパン(株) ディレクター 平成17年2月 当社設立 代表取締役社長 就任 (現任)	(注) 3	282,600
取締役	経営管理本部 シニアディレ クター	清田 圭一	昭和39年4月12日	平成元年4月 サンド薬品(株) 入社 (現ノバルティスファーマ(株)) 平成7年9月 Nimura Forest Lab (現Nimura Plant Lab Sdn.Bhd.) Director 平成10年1月 (株)ジェネティック農産設立 代表取締役 平成12年6月 (株)ニムラ・ジェネティックソリューショ ンズ設立 取締役副社長 平成13年10月 同 代表取締役社長 平成14年9月 Nimura Genetic Solutions (M) Sdn.Bhd. Director 平成20年6月 当社入社 経営管理部シニアディレク ター 平成20年11月 当社 取締役 経営管理部シニアディレク ター 平成24年4月 当社 取締役 経営管理本部シニアディレ クター (現任)	(注) 3	43,000
取締役	事業本部 シニアディレ クター	小林 茂	昭和28年12月5日	昭和53年4月 協和発酵工業(株) 入社 (現 協和発酵キリン(株)) 平成4年9月 Kyowa Hakko UK Ltd. 出向 平成13年7月 医薬開発センター次長 平成14年7月 臨床開発第一部長 平成15年11月 Kyowa Hakko UK Ltd. 社長 平成17年4月 Kyowa Pharmaceutical, Inc. (現Kyowa Hakko Kirin Pharma, Inc.) 社長 平成20年5月 医薬研究開発本部 部長 平成21年4月 当社入社 事業開発部シニアディレクター 平成22年7月 当社 取締役 事業戦略室シニアディレク ター 平成23年1月 当社 取締役 事業本部シニアディレク ター (現任)	(注) 3	15,000
取締役	-	太田 邦史	昭和37年6月16日	平成元年4月 日本学術振興会 特別研究員 (DC及びPD) 平成3年4月 理研 バイオデザイン研究グループ 研究 員 平成12年4月 理研 染色体動態制御研究ユニット ユ ニットリーダー 平成17年2月 当社設立 取締役 就任 平成18年4月 理研 太田遺伝システム制御研究室 准主 任研究員 平成19年3月 当社 取締役 辞任 平成19年4月 東京大学大学院 総合文化研究科 教授 (現任) 理研 客員主管研究員 (現任) 平成19年8月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 3	240,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	川口 勉	昭和16年7月14日	昭和40年4月 中外製薬(株) 入社 昭和56年9月 Harvard Medical School 客員講師 平成元年2月 同社 研開企画室長 平成3年2月 同社 開発学術部長(臨床開発) 平成7年1月 同社 創薬研究推進部長 平成8年4月 同社 創薬研究本部長(取締役) 平成10年6月 同社 医薬事業本部副事業本部長(取締役) 平成17年6月 ワイズセラピューティクス(株) 監査役 平成18年2月 サミット・グライコリサーチ(株) 取締役 平成20年11月 当社 監査役 就任 平成25年6月 当社 監査役 辞任 当社 取締役 就任(現任)	(注) 3、7	-
常勤監査役	-	遠 保宏	昭和22年8月13日	昭和51年4月 日本学術振興会奨励研究員 昭和53年4月 東北大学電気通信研究所文部教官助手 昭和53年10月 中外製薬(株) 入社 平成3年2月 同社 診断科学研究所長兼診断薬事業部 平成14年10月 同社 プロジェクト推進部長 平成16年10月 同社 執行役員 製品戦略部長 平成18年3月 同社 執行役員 同社 中外臨床研究センター 代表取締役社長 平成21年3月 同社 常勤監査役 平成25年3月 同社 常勤監査役任期満了により退任 平成25年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注) 4	-
監査役	-	岩城 正之	昭和17年1月7日	昭和40年4月 日本開発銀行 入社 (現 日本政策投資銀行) 昭和62年3月 同ニューヨーク事務所長 平成3年3月 同中国支店長 平成4年3月 (株)横須賀テレコムリサーチパーク 常務取締役 平成10年6月 中国経済連合会常務理事 平成18年7月 (株)日本ブレインウェアトラスト 取締役 平成19年7月 (株)オンチップ・バイオテクノロジーズ 監 査役(現任) 平成20年6月 (株)医療情報総合研究所 監査役 平成20年11月 当社 監査役 就任(現任) 平成21年6月 (株)グリーンベプタイト 監査役 平成22年2月 PRISM BioLab(株)(現(株)PRISM Pharma) 監査 役(現任)	(注) 5	-
監査役	-	澤井 憲子	昭和23年9月12日	昭和53年4月 弁護士登録(ブラウン・守谷・帆足・窪 田法律事務所) 昭和56年9月 Richard & O'neil法律事務所 (ニューヨーク) 平成9年7月 春木・澤井・井上法律事務所設立 平成18年3月 株式会社セルシード 監査役(現任) 平成18年5月 東京丸の内・春木法律事務所(現東京丸 の内法律事務所)設立(現任) 平成21年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注) 5	-
監査役	-	朝日 義明	昭和30年2月18日	昭和52年4月 東京証券取引所(現株式会社東京証券取 引所グループ)入所 昭和58年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現株式 会社ジャフコ)入社 平成5年7月 ジーピーシー株式会社設立 代表取締役社 長(現任) 平成24年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注) 6	200
計						580,800

(注) 1. 取締役太田邦史氏、川口勉氏は、社外取締役であります。

2. 監査役遠保宏氏、岩城正之氏、澤井憲子氏及び朝日義明氏は、社外監査役であります。

3. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 平成23年10月4日開催の臨時株主総会の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- す。
- 6．平成24年6月27日開催の定時株主総会の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 7．平成25年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役川口勉氏は辞任により退任いたしました。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

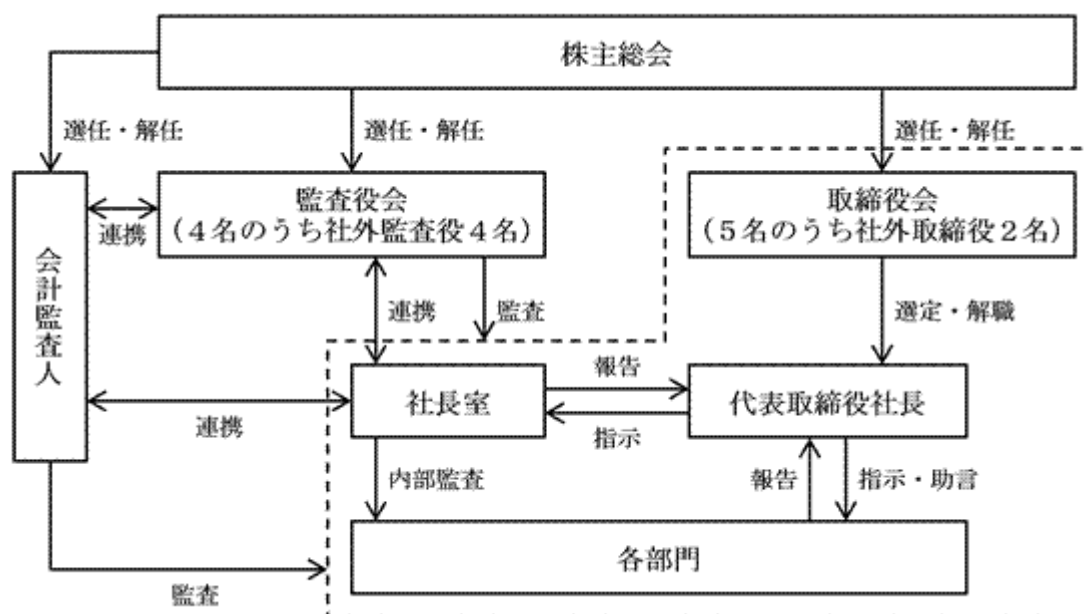
当社は、新たな医療を待ち望む世界中の人々のために、「我々は、遺伝情報の多様性に基づく新たな創薬技術を持続的に創造する。」「我々は、革新的医薬品を創出する。」「我々は、医療に革新を起こす。」との企業ミッションのもと、株主、顧客をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の全てのステークホルダーから信頼される企業を目指しております。そのため、健全性と透明性が確保された迅速な意思決定を可能とする体制の整備を進めるとともに、コンプライアンスの徹底を含む内部統制の強化を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として取組みを行ってまいります。

企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤1名及び非常勤3名の監査役の計4名（いずれも社外監査役）で構成されております。定期的に監査役会を開催する他、取締役会に出席し迅速かつ公正な監査体制をとっております。

取締役会は、代表取締役1名、取締役4名（うち社外取締役2名）の5名で構成され、毎月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。



(取締役会)

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する義務を有しております。社外取締役としては、ADLib[®]システムの発明者のひとりである太田邦史氏と、大手製薬企業での抗体医薬品開発等の豊富な経験を有する川口勉氏を選任し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

(監査役会)

当社は、監査役4名(うち社外監査役4名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、元研究者、政府系投資銀行出身者、弁護士、証券取引所出身者であり、それぞれの識見、職業倫理の観点より経営監視を実施していただくこととしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使の他、常勤監査役は、重要な会議への出席や研究所への往査等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

(経営会議)

経営会議は、各部門担当取締役及びシニアディレクターで構成されており、適宜開催し、経営方針と事業内容の検討、経営状況の掌握と進捗管理、重要事項の精査・検討を行っております。

b . 当該体制を採用する理由

当社は、社外取締役2名選任し、社外監査役4名選任しておりますが、これは社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進するためであります。各社外取締役及び監査役は、それぞれが独自の専門分野を有しており、豊富な経験と幅広い知見に基づき、監督機能を十分に果たしております。

c . その他の企業統治に関する事項**・ 内部統制システム整備の状況**

当社は、取締役会において、その基本方針を決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

取締役会は、毎月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し経営の基本方針、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、経営に関する重要事項等について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

・ リスク管理について

当社は、事業活動全般にわたり生じうるさまざまなリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行う他必要に応じて事業戦略会議、経営会議及び取締役会にて審議を行っており、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行っております。

また、業務運営上のリスクについては、当社は従来より高い社会的倫理観に立ち、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底するとともに、当社が企業使命とする「新たな医療を待ち望む世界中の人々のために、遺伝情報の多様性に基づく新たな創薬技術を持続的に創造する、革新的医薬品を創出する、医療に革新を起こす」という高い使命感を持ち事業活動を展開しております。

d . 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する額としております。

監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査につきましては、常勤監査役(1名)及び非常勤監査役(3名)がそれぞれの役割に応じて、取締役会及びその他の社内会議への出席、経営トップと積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を随時行い、会社の業務及び財産の状況調査を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

内部監査につきましては、社長室(1名)が担当し、業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価を行い、直轄の代表取締役社長に報告し、不正、誤謬の防止並びに業務改善に資することとしております。

監査役は、社長室の実施した監査結果を確認し、意見交換会を実施する等の連携を図ると共に、各々が実施した監査結果の情報を共有することにより、課題の審議、検証等を通して監査の充実と効率化に努めております。

また、監査役は、会計監査人との緊密な連携を目的に、定期的に会計監査人から監査手続きとその実施結果について報告を受け、意見交換会を実施しております。必要に応じて内部統制等に係る現状や課題を協議し、監査の有効性と効率性を高めることに努めております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人にあつた監査法人を平成21年6月より起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりとなります。なお、業務を執行した公認会計士の当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内であります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名：小林 昭夫、好田 健祐
- ・会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士3名 その他2名

社外取締役及び社外監査役との関係

a. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では、社外取締役2名及び社外監査役4名を選任しております。社外取締役である太田邦史氏は、東京大学大学院総合文化研究科の教授であり、当社は東京大学との間に共同研究契約等の取引関係があります。また、同氏は、理研の客員主管研究員であり、同研究所は当社と共同研究契約等の取引関係があります。当事業年度末現在、太田邦史氏は、当社の新株予約権を35個（潜在株式7,000株）所有しております。

社外取締役である川口勉氏及び社外監査役である遠保宏氏は、過去に中外製薬㈱の業務執行者でありました。当社は、同社との間に共同研究契約等の取引関係があります。

社外監査役の岩城正之氏、澤井憲子氏及び朝日義明氏は、他の会社の監査役を兼任しておりますが、それら兼任会社と当社との間に人的・資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。また、澤井憲子氏は法律事務所パートナー、朝日義明氏は会社の代表取締役社長をそれぞれ兼任しておりますが、それら兼任先と当社との間についても、同様に人的・資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

上記の他、社外取締役及び社外監査役と当社との間には特に記載すべき関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役の株式所有状況については、「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載のとおりです。

b. 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役及び社外監査役は、専門的知識、幅広い見識及び知見に基づき、社外の立場から経営に助言を行うとともに、経験や知識等を活かして経営の適合性に対する客観的かつ適切な監視等により、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を果たしております。

社外取締役太田邦史氏は、研究者としての豊富な経験、知見及び研究成果の活用による事業化を当社で推進していただく役割を担っております。

社外取締役川口勉氏は、大手製薬企業等に研究者及び役員として従事した経験から、創薬全般並びに抗体医薬に関する相当程度の知見を有しており、その有効な助言は当社の経営に資するものであります。

社外監査役遠保宏氏は、大手製薬企業等に研究者及び役員として従事した経験から、創薬全般並びに抗体医薬に関する相当程度の知見を有しており、その有効な助言は、特に研究開発関連の監査の重要性が高い当社の監査に資するものであります。

社外監査役岩城正之氏は、バイオ関連企業の監査役としての豊富な経験並びに財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、その経営全般における監視と有効な助言は、当社の監査に資するものであります。

社外監査役澤井憲子氏は、弁護士としての豊富な経験並びに幅広い知見を有しており、そのコンプライアンス遵守体制及び経営全般における監視と有効な助言は、当社の監査に資するものであります。

社外監査役朝日義明氏は、上場実務や資本政策業務に精通し、企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を有しており、その経営全般における監視と有効な助言は当社の監査に資するものであります。

c. 社外取締役及び社外監査役の選任方針及び独立性に関する基準等

社外取締役は、専門的知識、経験及び過去実績を基準に選任されております。社外監査役については、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための見識と専門性を条件に選任されております。

当社の社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は、東京証券取引所の定める独立役員に係る上場ルールを参考にしております。

d. 社外取締役及び社外監査役による監督並びに内部統制部門との関係、監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

社外取締役及び社外監査役は、取締役会等重要な会議に出席し意見を述べることにより、取締役の業務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、コーポレートガバナンスの強化を図り、コンプライアンスの徹底等に努めております。また、必要に応じて内部統制部門に対する質疑等を行っております。

内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、主として監査役が担っており、その概要は「監査役監査及び内部監査の状況」に記載のとおりです。

役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	52,030	52,030	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	18,500	18,500	-	-	-	5

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

b. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額又はその算定法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

- b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

- c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

- d. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

- e. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

取締役の定数

当社は、取締役の員数は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議条件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

・自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

・取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	16,000	1,200	18,000	-
計	16,000	1,200	18,000	-

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、上場申請に係るコンフォートレター作成業務についてであります。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人や開示資料製作支援会社等が主催するセミナーへの参加、また会計・税務専門書の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,013,086	988,535
売掛金	49,791	47,698
たな卸資産	¹ 19,302	¹ 21,905
前払費用	13,142	10,342
未収消費税等	-	15,407
その他	1,165	925
流動資産合計	1,096,486	1,084,814
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	12,379	15,581
減価償却累計額	6,745	12,419
建物附属設備(純額)	5,633	3,161
機械及び装置	² 353,621	² 374,131
減価償却累計額	224,180	268,301
機械及び装置(純額)	129,440	105,829
工具、器具及び備品	² 33,787	² 34,942
減価償却累計額	23,335	26,639
工具、器具及び備品(純額)	10,451	8,302
有形固定資産合計	145,526	117,294
無形固定資産		
特許権	7,679	7,008
ソフトウェア	² 1,916	² 2,056
無形固定資産合計	9,595	9,064
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	1,290	607
敷金及び保証金	12,957	84,943
投資その他の資産合計	14,258	85,561
固定資産合計	169,380	211,920
資産合計	1,265,866	1,296,734

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,136	21,985
短期借入金	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	50,016	81,263
未払金	43,594	39,249
未払費用	4,433	5,274
未払法人税等	5,340	4,196
未払消費税等	13,293	-
繰延税金負債	-	558
前受金	2,704	-
預り金	1,906	3,119
前受収益	36,410	36,232
賞与引当金	7,970	8,358
資産除去債務	-	7,791
流動負債合計	211,806	238,028
固定負債		
長期借入金	4,144	20,812
繰延税金負債	381	-
資産除去債務	3,843	-
長期前受収益	138	-
固定負債合計	8,507	20,812
負債合計	220,313	258,840
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,027,996	1,213,090
資本剰余金		
資本準備金	1,017,996	1,203,090
資本剰余金合計	1,017,996	1,203,090
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,000,439	1,427,329
利益剰余金合計	1,000,439	1,427,329
株主資本合計	1,045,552	988,850
新株予約権	-	49,044
純資産合計	1,045,552	1,037,894
負債純資産合計	1,265,866	1,296,734

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	633,197	324,127
売上原価	213,428	119,414
売上総利益	419,769	204,713
販売費及び一般管理費	1, 2 427,035	1, 2 617,874
営業損失()	7,266	413,160
営業外収益		
受取利息	283	479
補助金収入	1,383	306
その他	1	116
営業外収益合計	1,668	902
営業外費用		
支払利息	2,098	2,472
株式交付費	1,884	2,188
新株予約権発行費	-	5,905
株式公開費用	29,998	-
たな卸資産廃棄損	2,587	-
助成金返還損失	-	1,663
その他	737	324
営業外費用合計	37,306	12,554
経常損失()	42,904	424,813
税引前当期純損失()	42,904	424,813
法人税、住民税及び事業税	1,900	1,900
法人税等調整額	387	177
法人税等合計	1,512	2,077
当期純損失()	44,417	426,890

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	36,032	16.8	20,437	16.8
労務費		108,514	50.5	58,056	47.8
経費		70,330	32.7	43,086	35.4
当期総製造費用		214,878	100.0	121,580	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		1,449	
合計		214,878		123,030	
期末仕掛品たな卸高		1,449		3,616	
当期売上原価		213,428		119,414	

原価計算の方法

原価計算の方法は、プロジェクト別個別原価計算であります。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払ロイヤルティ(千円)	885	772
外注費(千円)	5,819	7,055
その他経費(千円)	63,625	35,259

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	779,500	1,027,996
当期変動額		
新株の発行	248,496	185,094
当期変動額合計	248,496	185,094
当期末残高	1,027,996	1,213,090
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	769,500	1,017,996
当期変動額		
新株の発行	248,496	185,094
当期変動額合計	248,496	185,094
当期末残高	1,017,996	1,203,090
資本剰余金合計		
当期首残高	769,500	1,017,996
当期変動額		
新株の発行	248,496	185,094
当期変動額合計	248,496	185,094
当期末残高	1,017,996	1,203,090
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	956,021	1,000,439
当期変動額		
当期純損失()	44,417	426,890
当期変動額合計	44,417	426,890
当期末残高	1,000,439	1,427,329
利益剰余金合計		
当期首残高	956,021	1,000,439
当期変動額		
当期純損失()	44,417	426,890
当期変動額合計	44,417	426,890
当期末残高	1,000,439	1,427,329
株主資本合計		
当期首残高	592,978	1,045,552
当期変動額		
新株の発行	496,992	370,188
当期純損失()	44,417	426,890
当期変動額合計	452,574	56,702
当期末残高	1,045,552	988,850

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
新株予約権		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	49,044
当期変動額合計	-	49,044
当期末残高	-	49,044
純資産合計		
当期首残高	592,978	1,045,552
当期変動額		
新株の発行	496,992	370,188
当期純損失（ ）	44,417	426,890
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	49,044
当期変動額合計	452,574	7,658
当期末残高	1,045,552	1,037,894

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	42,904	424,813
減価償却費	56,809	55,455
受取利息及び受取配当金	283	479
支払利息	2,098	2,472
株式交付費	1,884	2,188
新株予約権発行費	-	5,905
株式公開費用	29,998	-
未払消費税等の増減額(は減少)	12,943	28,701
前払費用の増減額(は増加)	6,811	2,752
未払金の増減額(は減少)	10,752	11,204
売上債権の増減額(は増加)	48,741	2,093
たな卸資産の増減額(は増加)	1,072	2,603
仕入債務の増減額(は減少)	5,426	5,849
前受金の増減額(は減少)	2,704	2,704
前受収益の増減額(は減少)	67,415	178
その他	2,132	1,826
小計	46,743	369,732
利息及び配当金の受取額	89	463
利息の支払額	1,750	2,424
補助金の受取額	1,363	312
法人税等の支払額	1,881	1,894
法人税等の還付額	55	16
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,867	373,258
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	3,761	42,801
敷金及び保証金の差入による支出	3	71,985
その他	48	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,813	114,786
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	75,000	150,000
長期借入金の返済による支出	120,840	102,085
株式の発行による収入	495,107	366,285
株式の発行による支出	29,998	-
新株予約権の発行による収入	-	49,272
財務活動によるキャッシュ・フロー	419,269	463,473
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	20
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	366,589	24,550
現金及び現金同等物の期首残高	646,496	1,013,086
現金及び現金同等物の期末残高	1,013,086	988,535

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 . たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|--|
| (1) 仕掛品 | 個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |
| (2) 原材料及び貯蔵品 | 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |

2 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数については、次のとおりであります。

建物附属設備	6 ~ 18年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	4 ~ 15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、特許権については20年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) で償却しております。

3 . 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 . 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6 . キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。

7 . 補助金の圧縮記帳会計処理

当社は研究開発を行うに当たり、研究開発課題の一部に対して行政機関より補助金を受けております。

この補助金は、補助金の入金時に当該補助金の対象となる取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

8 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が1,131千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ1,131千円減少しております。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に独立掲記しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が減少したため、当事業年度より「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「補助金収入」に表示していた1,383千円は、「その他」として組替えております。

また、前事業年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「敷金及び保証金の差入による支出」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた51千円は、「敷金及び保証金の差入による支出」3千円及び「その他」48千円として組替えております。

(会計上の見積りの変更)

当社は、当事業年度において、平成25年5月に本社及び研究所を移転することを決定いたしました。この決定に伴い、本社及び研究所の不動産賃借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、より精緻な見積りが可能になったため、見積り額の変更を行いました。また、建物附属設備、資産除去債務に対する除却費用の計上額、並びに移転に伴い利用不能となる資産については、耐用年数を移転までの期間に変更して減価償却を行いました。

これにより、従来に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ5,483千円増加しております。

(貸借対照表関係)

1. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
原材料	17,852千円	18,288千円
仕掛品	1,449	3,616

2. 過年度に取得した資産のうち、行政機関からの補助金による圧縮記帳額は135,248千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置132,579千円、工具、器具及び備品2,402千円、ソフトウェア266千円であります。

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
役員報酬	56,580千円	70,530千円
給与手当	50,522	65,991
賞与引当金繰入額	3,713	3,634
減価償却費	2,332	2,913
研究開発費	177,981	309,437
支払報酬	45,401	61,172

なお、販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度98%であります。

2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	177,981千円	309,437千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,000	2,064,000	-	2,066,000
A種優先株式	1,880	-	1,880	-
B種優先株式	3,000	-	3,000	-
C種優先株式	6,200	-	6,200	-
D種優先株式	500	-	500	-
E種優先株式	3,000	-	3,000	-
合計	16,580	2,064,000	14,580	2,066,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成23年 8月31日付	新株予約権の権利行使による増加	2,000株
平成23年 9月27日付	優先株式を普通株式へ転換による増加	14,580株
平成23年10月20日付	株式分割による増加	1,839,420株
平成23年12月19日付	有償一般募集増資による増加	188,000株
平成23年12月21日付	新株予約権の権利行使による増加	20,000株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

平成23年 9月27日付	優先株式を普通株式へ転換による減少	14,580株
--------------	-------------------	---------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
A種優先株式	-	1,880	1,880	-
B種優先株式	-	3,000	3,000	-
C種優先株式	-	6,200	6,200	-
D種優先株式	-	500	500	-
E種優先株式	-	3,000	3,000	-
合計	-	14,580	14,580	-

(変動事由の概要)

自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

平成23年9月27日付 優先株式を普通株式へ転換による増加 14,580株

自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

平成23年9月27日付 普通株式へ転換した優先株式の消却による減少 14,580株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,066,000	2,264,600	-	4,330,600
合計	2,066,000	2,264,600	-	4,330,600

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 2,066,000株

新株予約権の権利行使による増加 198,600株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第7回新株予約権	普通株式	-	426,000	24,000	402,000	49,044
	合計	-	-	426,000	24,000	402,000	49,044

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
現金及び預金勘定	1,013,086千円	988,535千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,013,086	988,535

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。借入金の用途は主に設備投資資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に事業施設の賃借に係る敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社与信管理規程に従い、貸主ごとの残高管理を行うとともに、主な貸主の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金、並びに未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的とした借入れであります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成する等の方法により実績管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2をご参照下さい。）。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,013,086	1,013,086	-
(2) 売掛金	49,791	49,791	-
資産計	1,062,877	1,062,877	-
(1) 買掛金	16,136	16,136	-
(2) 短期借入金	30,000	30,000	-
(3) 未払金	43,594	43,594	-
(4) 長期借入金（ ）	54,160	54,160	-
負債計	143,890	143,890	-

1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	988,535	988,535	-
(2) 売掛金	47,698	47,698	-
資産計	1,036,233	1,036,233	-
(1) 買掛金	21,985	21,985	-
(2) 短期借入金	30,000	30,000	-
(3) 未払金	39,249	39,249	-
(4) 長期借入金（ ）	102,075	102,075	-
負債計	193,310	193,310	-

1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
出資金(1)	10	10
敷金及び保証金(2)	12,957	84,943

1. 出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
2. 賃貸物件等において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退却までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	1,013,086
売掛金	49,791
合計	1,062,877

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	988,535
売掛金	47,698
合計	1,036,233

4. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	30,000	-	-	-	-
長期借入金()	50,016	4,144	-	-	-
合計	80,016	4,144	-	-	-

1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	30,000	-	-	-	-
長期借入金()	81,263	20,812	-	-	-
合計	111,263	20,812	-	-	-

1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(有価証券関係)

当社は、有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与時点において未公開企業であり、付与時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上しておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員1名 その他個人1名	取締役3名 従業員11名	取締役1名 従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 420,000株	普通株式 157,400株	普通株式 91,400株
付与日	平成17年4月1日	平成18年12月28日	平成21年1月15日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても当社または子会社の取締役もしくは従業員または顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会の決議により特に相続が認められた場合はこの限りではない。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても当社または子会社の取締役もしくは従業員または顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会の決議により特に相続が認められた場合はこの限りではない。 また、当社の普通株式が上場されていることを要す。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自平成19年4月1日 至平成27年3月31日	自平成20年12月28日 至平成28年12月27日	自平成23年1月15日 至平成31年1月14日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員26名	従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 598,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成22年3月30日	平成22年12月9日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても当社または子会社の取締役もしくは従業員または顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会の決議により特に相続が認められた場合はこの限りではない。 また、当社の普通株式が上場されていることを要す。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自平成24年4月1日 至平成32年3月31日	自平成24年12月10日 至平成32年12月9日

(注) 平成24年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前					
期首(株)	-	-	-	539,000	20,000
付与(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	3,000
権利確定(株)	-	-	-	539,000	17,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-
権利確定後					
期首(株)	20,000	45,600	44,800	-	-
権利確定(株)	-	-	-	539,000	17,000
権利行使(株)	8,000	37,000	40,800	(注)2 81,600	7,200
失効(株)	-	1,600	2,600	9,800	1,400
未行使残(株)	12,000	7,000	1,400	(注)2 447,600	8,400

(注) 1. 平成24年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第5回新株予約権については、平成25年4月に3,000株の行使があり、本書提出日の前月末現在の未行使残高は444,600株となっております。

単価情報

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格(円)	25	500	500	750	750
行使時平均株価(円)	987	8,735	4,660	10,143	10,668
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-	-

(注) 平成24年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 4,060,956千円
 (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 1,312,344千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	343,143千円	342,764千円
一括償却資産	419	429
特許権等	-	159
賞与引当金	2,964	3,108
前受収益	7,605	7,487
未払費用	401	437
未払事業税	1,281	864
資産除去債務	1,429	2,897
その他	660	459
繰延税金資産小計	357,906	358,608
評価性引当額	357,906	358,608
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
有形固定資産	381千円	558千円
繰延税金負債合計	381	558
繰延税金負債の純額	381	558

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(持分法損益等)

当社には、非連結子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社及び研究所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を入居日から契約満了日までとし、本社は4年間、研究所は各研究室の賃貸借契約に応じて3～5年間として見積っております。

割引率は、財務省国債金利情報より、それぞれの期間に適応した0.3%～0.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	3,827千円	3,843千円
時の経過による調整額	16	10
見積りの変更による増加額	-	3,936
期末残高	3,843	7,791

4. 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、本社及び研究所の移転を決定したため、原状回復義務の費用総額について見積りの変更を行い、これに伴う資産除去債務の増加額3,936千円を、見積りの変更に伴う増加額として、資産除去債務に含めて表示しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、抗体医薬品の研究段階のうち、探索推進・創薬研究を主な事業領域とした事業本部を置き、国内及び海外の包括的な事業戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核として、「創薬アライアンス事業」「リード抗体ライセンスアウト事業」「基盤技術ライセンス事業」の3つを報告セグメントとしております。「創薬アライアンス事業」は、国内外の製薬企業と提携し、治療用医薬品開発を目的とするリード抗体を創出しております。「リード抗体ライセンスアウト事業」は、新規抗原・メカニズムに基づく特異的抗体の作製を行い、製薬企業へのライセンスアウトを目指しております。「基盤技術ライセンス事業」は、クライアントにADLib[®]システムの実施を許諾し、クライアント自らが抗体作製、研究開発を行っております。

当社は「創薬アライアンス事業」「リード抗体ライセンスアウト事業」「基盤技術ライセンス事業」の3つの事業を推進するにあたり研究開発費等の販売費及び一般管理費を計上しておりますが、当社の全ての事業に係る費用であるとの認識であるため、各報告セグメントに配分しておりません。

なお、「リード抗体ライセンスアウト事業」については、医薬品候補となる抗体のライセンスアウトを目指して事業を推進している段階であり、売上高及び利益は計上しておりません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、売上総利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	財務諸表 計上額 (注2)
	創薬アライア ンス事業	リード抗体ラ イセンスアウ ト事業	基盤技術 ライセンス 事業	計			
売上高							
外部顧客への 売上高	627,880	-	5,317	633,197	633,197	-	633,197
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	627,880	-	5,317	633,197	633,197	-	633,197
セグメント利益	415,469	-	4,299	419,769	419,769	427,035	7,266
セグメント資産	-	-	-	-	-	1,265,866	1,265,866

(注) 1. 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない研究開発費、研究部門以外で発生する販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産については、当社の事業は創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核として、全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、各報告セグメントへの配分を行っておりません。従って、調整額には、貸借対照表の資産合計金額を記載しております。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	財務諸表 計上額 (注2)
	創薬アライア ンス事業	リード抗体ラ イセンスアウ ト事業	基盤技術 ライセンス 事業	計			
売上高							
外部顧客への 売上高	318,810	-	5,317	324,127	324,127	-	324,127
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	318,810	-	5,317	324,127	324,127	-	324,127
セグメント利益	199,423	-	5,290	204,713	204,713	617,874	413,160
セグメント資産	-	-	-	-	-	1,296,734	1,296,734

（注）1．調整額は、以下のとおりです。

（1）セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない研究開発費、研究部門以外で発生する販売費及び一般管理費であります。

（2）セグメント資産については、当社の事業は創薬基盤技術であるADLib[®]システムを核として、全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、各報告セグメントへの配分を行っておりません。従って、調整額には、貸借対照表の資産合計金額を記載しております。

2．セグメント利益は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
中外製薬(株)	586,762	創薬アライアンス事業

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	その他	合計
268,082	42,554	13,491	324,127

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
中外製薬(株)	300,677	創薬アライアンス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 近親者	藤原 正明	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 6.19	新株予約権 の権利行使	第1回新株予約 権の権利行使 (注1、4)	4,000	-	-
							第3回新株予約 権の権利行使 (注2、4)	8,000	-	-
役員及び 近親者	太田 邦史	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 5.80	新株予約権 の権利行使	第1回新株予約 権の権利行使 (注1、4)	4,000	-	-
役員及び 近親者	清田 圭一	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.58	新株予約権 の権利行使	第4回新株予約 権の権利行使 (注3、4)	12,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 平成17年3月31日臨時株主総会特別決議(平成17年4月1日取締役会決議)により旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。
2. 平成18年12月27日臨時株主総会決議(平成18年12月27日取締役会決議)により会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。
3. 平成21年1月14日臨時株主総会決議(平成21年1月14日取締役会決議)により会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。
4. 「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 近親者	藤原 正明	-	-	当代表 取締役	(被所有) 直接 6.30	新株予約権 の権利行使	第3回新株予約 権の権利行使 (注1、4)	7,000	-	-
							第5回新株予約 権の権利行使 (注2、4)	16,950	-	-
役員及び 近親者	清田 圭一	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.92	新株予約権 の権利行使	第4回新株予約 権の権利行使 (注3、4)	18,000	-	-
							第5回新株予約 権の権利行使 (注2、4)	3,750	-	-
役員及び 近親者	小林 茂	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.34	新株予約権 の権利行使	第5回新株予約 権の権利行使 (注2、4)	13,500	-	-
役員及び 近親者	太田 邦史	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 5.54	新株予約権 の権利行使	第3回新株予約 権の権利行使 (注1、4)	1,500	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 平成18年12月27日臨時株主総会決議（平成18年12月27日取締役会決議）により会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。
2. 平成22年3月17日臨時株主総会決議（平成22年3月17日取締役会決議）により会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。
3. 平成21年1月14日臨時株主総会決議（平成21年1月14日取締役会決議）により会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。
4. 「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	253円04銭	228円34銭
1株当たり当期純損失金額()	12円11銭	101円94銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成23年10月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、また、平成24年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,045,552	1,037,894
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	49,044
(うち新株予約権)	(-)	(49,044)
普通株式に係る純資産額(千円)	1,045,552	988,850
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	4,132,000	4,330,600

(2) 1株当たり当期純損失金額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純損失金額()(千円)	44,417	426,890
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失金額()(千円)	44,417	426,890
期中平均株式数(株)	3,667,870	4,187,729
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 5種類 (新株予約権の数3,347個)	新株予約権 6種類 (新株予約権の数2,784個)

(重要な後発事象)

1. 新株予約権の行使による増資

平成25年4月1日以降、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の保有する第7回新株予約権について権利行使が行われています。当該新株予約権の平成25年4月1日から平成25年5月1日までの権利行使による増資の概要は次のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式 402,000株

(2) 増加した資本金 1,756,055千円

(3) 増加した資本準備金 1,756,055千円

なお、上記のほか、ストック・オプションの行使により、平成25年6月14日現在、発行済株式総数は4,737,600株、資本金は2,971,020千円、資本準備金は2,961,020千円となっております。

2. 株式分割について

当社は、平成25年6月14日開催の取締役会において、平成25年6月30日を基準日として平成25年7月1日付で株式分割を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

投資家の利便性の向上及び当社株式の流動性向上を目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割により増加する株式数

普通株式 4,737,600株(注)

(注) 上記、分割により増加する株式数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

株式分割の割合及び時期

平成25年7月1日付で、平成25年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき2株の割合をもって分割します。

(3) 前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	126円52銭	114円17銭
1株当たり当期純損失金額()	6円05銭	50円97銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	12,379	4,136	934	15,581	12,419	6,533	3,161
機械及び装置	353,621	20,510	-	374,131	268,301	44,121	105,829
工具、器具及び備品	33,787	1,155	-	34,942	26,639	3,303	8,302
有形固定資産計	399,788	25,801	934	424,655	307,361	53,958	117,294
無形固定資産							
特許権	8,627	-	-	8,627	1,619	671	7,008
ソフトウェア	4,427	966	-	5,393	3,337	826	2,056
無形固定資産計	13,055	966	-	14,021	4,956	1,497	9,064
長期前払費用	1,290	-	682	607	-	-	607
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	増加理由	金額(千円)
建物附属設備	資産除去債務見積額の変更 電話回線工事	3,936 200
機械及び装置	研究関連設備購入	20,510
工具、器具及び備品	研究関連設備購入	1,155
ソフトウェア	業務管理システム購入等	966

2. 長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、減価償却とは性格が異なるため、当期末減価償却累計額又は償却累計額、当期償却額には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	30,000	1.700	-
1年以内に返済予定の長期借入金	50,016	81,263	1.925	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	4,144	20,812	1.955	平成25年～平成26年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	84,160	132,075	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	20,812	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	7,970	16,869	16,481	-	8,358

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	94
預金	
普通預金	638,441
定期預金	350,000
小計	988,441
合計	988,535

b. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
中外製薬(株)	47,698
合計	47,698

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%)	滞留期間(日)
				$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$
49,791	182,752	184,845	47,698	79.5	97

c. たな卸資産

(イ) 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
研究用試薬品等	18,288
合計	18,288

(ロ) 仕掛品

区分	金額(千円)
委託研究費	3,616
合計	3,616

d. 敷金

区分	金額(千円)
本社及び研究所賃貸に係る敷金	84,901
その他敷金	9
合計	84,910

負債の部

a. 買掛金

相手先	金額(千円)
岩井化学薬品株式会社	11,939
東和科学株式会社	4,984
株式会社インターテック	1,564
株式会社池田理化	1,223
理科研株式会社	1,113
その他	1,160
合計	21,985

b. 前受収益

相手先	金額(千円)
中外製薬(株)	33,912
富士レビオ(株)	2,319
合計	36,232

c. 短期借入金

相手先	金額(千円)
埼玉縣信用金庫	30,000
合計	30,000

d. 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社埼玉りそな銀行	70,831
株式会社武蔵野銀行	31,244
合計	102,075

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	64,359	121,130	231,306	324,127
税引前四半期(当期) (千円)	110,484	226,896	316,003	424,813
純損失金額() (千円)	110,874	227,677	318,161	426,890
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	26.77	54.86	76.44	101.94

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額() (円)	26.77	28.09	21.62	25.49

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	該当事項なし
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞社に掲載して行う。 (公告掲載URL: http://www.chiome.co.jp)
株主に対する特典	該当事項なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（新株予約権証券の発行）及びその添付書類

平成25年2月15日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第9期第1四半期）（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月13日関東財務局長に提出。

（第9期第2四半期）（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出。

（第9期第3四半期）（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月24日

株式会社カイオム・バイオサイエンス
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	小林 昭 夫
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	好 田 健 祐
業務執行社員		

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カイオム・バイオサイエンスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カイオム・バイオサイエンスの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年4月1日から平成25年5月1日までに第7回新株予約権の行使が行われており、会社の資本金及び資本準備金が増加している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月14日開催の取締役会において、平成25年6月30日を基準日として平成25年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行うことを決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カイオム・バイオサイエンスの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社カイオム・バイオサイエンスが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。